

は、小學校教員を養成する源泉にして、其良否は直に學齡兒童に及ぼし國民の頭腦を左右するものなるか故に學校は師範學校の如何に依て運命を決するものなり

先生の師範學校に重きを置く所以のもの實に理ありと云ふへし。師範學校の改良 師範學校令に規定する所に依れば師範學校を分ちて高等尋常の二等とし高等師範學校は文部大臣の管理に屬して東京に一校を置き尋常師範學校は府縣に一校を置く其目的は高等師範學校は尋常師範學校長及教員を養成し尋常師範學校は公立小學校長及教員を養成する所たり而して高等師範學校長の經費は國庫より尋常師範學校の經費は地方税より支辨するものとし其の尋常師範學校の經費額は府縣知事をして豫算を調製して文部大臣の認可を受けしめ生徒の學資は凡て學校より支給し其養成方は専ら順良信愛威重の三氣質を備へしむることに注意せしめ又其學科及其程度并教科書は文部大臣の定むる所に依らしめたり以て其師範學校を管理するの慎重なるを徴すへし蓋教育の隆替は教員の良否に源因し而して其教員の良否は實に師範學校の整否に關係することを認識したるに依る故に師範學校を改良せんか爲には職權の及はん限精力の續か

ん限は之を成遂せんことを勗めたり曾て師範學校に關し埼玉師範學校に於て爲したる演說筆記を讀まは其精神を知るに足らん

余は今茲に諸子に對して儀式立たる演說を爲すに非ず唯暫時の間平生思ふ所の事柄の一端を談話せんとするのみ故に敢て起立せず平座の儘にて之を爲すへし扱余の今述へんとする所の事柄か若教員諸子の耳底に留りて幾分の利益を爲すことあらは誠に幸甚なり

夫れ政府及文部省に於て普通教育を重んぜらるゝことは諸子の既に了知せらるゝ所なれば今殊更に喋々するを要せざるなり然るに其普通教育をして益善良に赴かしめんとする上に於て最注意を要すへきものは府縣立の師範學校と文部省直轄の師範學校となり此兩師範學校にして其生徒を教養し完全なる結果を得は普通教育の事業は已に十分の九を了したりと云ふを得へし否之を十分成し得たりと云ふも可ならん如何となれば若學校にして教員其人を得されは縦令資金饒にして器具備はると雖普通教育は未だ其功を奏したりと云ふへからず普通教育其功を奏するは實に教員其人を得るに在るのみ然らば即ち教

員たるものは、實に重大の局に當れり。即ち普通教育を其一身に負擔するものと云ふも可ならん。

夫れ斯の如く重大なる責任を負ひたる教員を陶冶養成するは、即ち師範學校の任なり。故に師範學校の教員たるものは、其責任や更に一層の重大を加ふるなり。此責任の重大なることを知りて深く其觀念の發したる教員の在職せる所は必善良なる結果あらん。其然らざるものは、結果も又善良ならざるは必然なり。斯る賭易き道理は之を縷々陳へざるも、諸子は皆已に了知せらるゝならん。然りと雖、余は今始めて此學校に臨みしことなれば、教員諸子か其責任の輕重を感ずること果して深きか或は淺きか其如何を知るに由なし。故に之を冒頭に述へ。若夫れ淺きか深からんことを望み、若夫れ深きか愈深からんことを希ふなり。

却說普通教育を負擔する教員、即ち師範生徒を陶冶養成せんには、如何なる人物を造り出さんとするか、必其目的なるへからず。而して其目的は、諸學科を教授して、其教授を受けたる學科を以て直に小學校に臨み、之を兒童に傳授すれば、其れにて其職務を盡したりと思ふものもあるへし。然りと雖、之のみ、の事にて、豈教

員たるもの、責任を盡したりと云ふへけんや、如何にも學科の傳授は大切なりと雖、其記誦を能くせしむるを以て教育の事了せりとすへからず。若夫然らんに、是從來行はれたる空論諸記の弊害を再ひするものにて、何の取る所あらんや。何程學科に長し、又其教授を善くするも、其人と爲り善良ならずんば、其學科の功、能何くに在る。惡事を爲すもの、中にも伶俐なる者あり、伶俐なる者必しも善良なりとせず。併し格段に伶俐ならずとも善良の人にて、あれば能く事物を整理するものなり。是別に理窟を云ふにあらず。世の中の事柄は總て斯の如くなるを云ふなり。

世の中の事柄は、總て人物に依て結果の如何を現はすものなれば、到底善良の人、物にあらざるは資格を備へたる教員と云ふを得ず。されは如何なる趣向に人物を養成すれば果して其善良なるものを得るかとの疑問に至りては、随分難題と云はざるを得ず。此の如く爲すへしとか彼の如くなすへしとが、僅に一二の方案を以て其目的を遂ぐることに難し。百般の注意、其方向に集り、而して始めて其目的を遂ぐるを得へし。茲に百般の注意と云ふものに就き、更に重要なるものを擧ぐ

從順なる
氣質
威儀

善惡是非
の方向を
指示する
は校長其
人

れは三箇條あり又之を三箇の順序と云ふも可ならん。
第一は從順なる氣質を開發すへき教育を爲すことなり。唯命之れ隨ふと云ふ義にして此從順の教育を施して之を習慣と爲さるへからず。第二に相助くるの情を其心意に涵養せざるへからず。之を簡短に云へば友情即ち友誼の情を養成することなり。第三は威儀のある様に養成せざるへからず。此の從順友情威儀と云ふ文字は或は妥當ならざるへきも。今外に適切の文字を考へ出されば暫く此儘にして置くへし。唯意義を誤らすして聽取せらるれば可なり。

右に述べたる第一の箇條即ち從順と云ふ文字は隨分解し誤ることのある辭なり。文字上より見るときは惡事にあれ。善事にあれ。其是非利害を擇はず。之に從順せざるへからざるへからずと云ふか如し。然るに青年子弟に在りては其識見未だ確定せざるを以て其事柄に對して之か善惡是非を明に辨別すること能はず。誰か能く之を辨別して其方向を指示するか。ならば師範學校に就て云へば。余は校長其人なりと云はざるを得ず。師範學校生徒にして遵奉すへきは校長の命なり。其校長の命を誤らざる様に生徒に知らしむるは校長直に自ら指令するこ

友情の深
淺は文明
の度を示
す

とあり。又教員之を傳ふることあり。校長は縣令の信任を受けたるものにして其誤なきを信する以上は。此校長の發する所の指令は實に重くして且不可なる所なきものと認めざるへからず。而して此命令は校中皆行はれざる所なからしむへし。是即ち第一に述べたる從順なり。此從順の習慣は十分に養成すること最肝要なりとす。

第二の箇條即ち友情と云ふことは。最肝要なるものなり。世の中は凡そ友情の深淺に依て文明の度を表するものと云ふを得へし。其友情若淺ければ其淺さを指して之を浮薄の風俗と云ひ。其友情若深ければ其深さを指して篤厚の風俗と云ふ。篤厚の風俗は即ち真正の文明を表するものなりと云ふを得へし。今此學校に於て育成したる所の生徒にして若其友情の培養に缺くる所あらば。卒業の後。教員と爲りても善良なる事業を爲すこと能はざるへし。此事は殊更に講釋せざるも誠に明かなるものと思ふなり。當校の教員諸子は如何なる手段を以て友情の篤厚を培養せんとするか。平常に深く意を此に留め其方向に導かれんことを希ふなり。

第三の個條即ち威儀と云ふことは是亦肝要の事なりと知るへし若夫れ此威儀なれば善く人の命令を奉すること能はず況んや人をして奉せしむることをや人の命令に従ふにも又人に命令するにも共に缺くへからざるものは威儀なり威儀のある人は命令を奉すること確かにして又人に命令するも確かなりされは教育の事業に於て其目的とするものは威儀と云ふ上に歸すへきか而して其之を施すや亦友情を養成すると同く教員諸子の深く注意して之を培養せらるゝに非されは縦令如何なる方法を論ずるも到底無益なるへし故に教員諸子は各自奮發して日常言語動作の實跡上に就て之を教養するを力めて始て其結果を收むへし教員諸子其れ之を勉めよ。

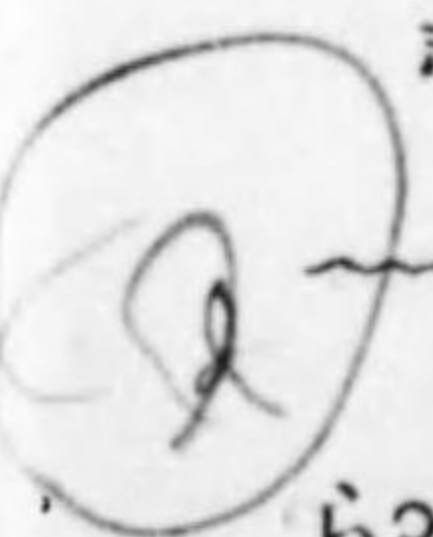
以上述ふる所の三箇の目的を達せんとするに就て其幫助と爲るもの多々あるへしと雖其一を擧げんに道具責めの方法あり道具責めの一法固より之を盡せりと云ふにはあらずされども先づ其事の大略を云はん近時東京師範學校にては兵式體操と云ふものを施行せし其兵式體操は全く前條三個の目的を達せんとするに利用すへき一法即ち道具責めの方法なり故に此兵式體操は決して軍人

を養成して萬一國家事あるの日に當り武官と爲し兵隊と爲して國を護らしめんとするか如き目的を以て之を學科の中に加へたるものにあらず兵式體操を以て養成せんとするものは第一に軍人の至急として講ずる所の從順の習慣を養ひ第二に軍人の各々伍を組み其一伍には伍長を置き伍長は一伍の爲を思ひて心を勞し情を厚くし第三に隊を結ひては其一隊の中に司令官ありて之を統督し其威儀を保つか如く生徒にも交互兵卒と爲り伍長と爲り或は司令官と爲りて各此の三氣質を備具せしむるの地を做さしめんとするものにして斯くすれば必利益あるへしと信し之を施行することを始めたるなり然りと雖今日未だ右兵式體操法を一般に施行せしめざる所以のものは其新設の事業なるか故に十分に試験を遂けたる上にあらざれば其結果の如何を確定し能はされはなり今先づ東京師範學校にて三四箇月も實行せば其方法順序等も自ら完備し愈之を行ふも可なりと認定せらるゝに至るへし其上にて廣く施行せしめんと期するなり併し右試験と云ふも小節目の改正を要するまでにて其大體の目的は復た動くことなし今兵式體操を以て一の道具とし前に述べたる三氣質を養成

戦争のこ
さに専管
あり

工商業上
の戦争

日本男子
の志



するを得は、是實に便法ならん。然りと雖、唯是のみに依頼して足れりと云ふに
らす。尙百般の事、皆其方針に向て進めんことを要す。
又序に一言す。夫の兵式體操は、兵卒を養成し、萬一國家事ある時に備へんか
爲に設けたるにあらすと云ひし所以は、元來戦争の事は、前途必しも之ありと期
すへきにも非ず。又國家の之に備ふるには、別に其専管の職務を設けおれは、是等
の事は、師範學校に於て爲すへき事業にあらざればなり。

併又話端を轉して、戦争の義を熟思するときは、是強ち人を殺すとか殺さぬとか
に限る辭にあらず、願ふに人間日々の事柄は、皆戦争ならざるはなし。即ち外國に
關したる工商業上の戦争、又は智識上の戦争、又今日我々か身を立て志を定め我
帝國をして善良の國たらしめんとするか、如きは皆戦争にあらざるはなし。若日
本國は心配するに及はず。世界列國の中に加はり其末班に在れば可なりと斷念
すれば、固より此等の戦争の準備も無用なれども、此の如くにては、日本帝國と云
ふ名あるも、其實際は國と云はれぬ迄に衰弱するに至らん。是豈日本男子の志な
らんや。苟も日本男兒たらんものは、我日本國か是迄三等の地位に在れば、二等に

普通教育
の本源

間斷なき
改良

進取不撓
の精神

進め、二等に在れば、一等の地位に進め、遂には萬國に冠たらんことを勉めざるへ
からず。然れども之を爲す、固より容易の事にあらず。唯特む所は、普通教育の本源
たる師範學校に於て、能く其職を盡すに在り。蓋師範學校にて生徒の教育管理經
濟等に注意し、其基礎を固ふするは、之か第一着なりとす。尙此外にも國運を進む
るの方法許多あるへしと雖、十中八九は此師範學校の力に依らすんは、あらす。其
斯くの如く重要な師範學校なれば、こそ文部省を始めとして、當縣令學務課長
等凡教育に關係あるものは、皆此師範學校に望を屬せざるはなし。教員諸子、願く
は晨夕之を忘れず、眷々として服膺せられんことを、苟も其目的を遂げんとなら
ば、間斷なく改良を加ふるにあらす。んは得へからず。若一の事業を遂ぐれば、忽ち
安堵し、一の改革を行へば、直に満足し、或は一の挫折に依り、長く阻喪する等の事
あらんには、何の時に、か希圖の成就を見ることを、得ん。歩々進み、著々行き、其方向
を誤らすして、始て其途に達すへきなり。且此進取不撓の精神も、亦師範學校に於
て、平常意を用ひ、生徒を養成するの一端なりとす。余か平常觀る所を以てすれば、
頗る望を他日に屬すへきの師範學校あり。又轉變常なく望を屬すること能はさ

るの師範學校あり、抑、此埼玉師範學校は前途に於て何程の事業を如何なる手段に依りて成し得るか。余は此校に再來する日に於て之を徵せん。校長及教員諸子に於て縣令の深く心を教育に用ゐるの意を體し、飽きて其志を堅固にせられざるへからず、否、必堅固に居らるゝと信するなり。

是先生か明治十八年中、文部省御用掛の資格を以て埼玉縣師範學校を視察したる當時に於て該校職員に訓示したるものにして是を以て直に師範學校令の説明に代用するを得へし、更に進て如何に師範學校を管理すべきや、又如何に整理すべきやの問題に關しては、其東京師範學校と東京女子師範學校とを合併し之か監督を擔當したるの日に宣言したる所に依りて知るを得へし。

今般男女師範學校を合併せられたる譯は専ら管理上と經濟上の點より起り、兼て此校をして一層能く其職分を盡さしめんとどの政府の意に出たり。今余之を監督するの重任を負ひ、政府の意を貫かんとするに當り、熟思ふに此師範學校は主として全國の小學校教員を養成すべき貴重なる府縣立師範學校の教授を擔任すべき者を養成する最高の教育學校なれば、實に教育の本山とも尊稱して可な

宣言
管理上と
經濟上

教育の本

山

國家前途
の生活機

資力の活
用

示諭

るべきなり、殊に女教員の養成に至ては、國家の根本を堅固にする諸業の中に於て最重要なるものなれば更に深く注意を加へざるへからず、されは此學校を整理することは國家前途の生活機を取扱ふ所の至大至重の業なり、之に當るものは心中常に戰兢たらざるを得ず。今斯心を以て政府の意を貫き了らんと欲すれば、則ち先づ此校に於て須らく養成すべき男女生徒の數と之に相應すべき教員吏員の數とを限り、而して爲に要する所の費用の金額を定め、尙且此金額を適當に使用するの法を立て、其資力をして及ぶだけの活用を爲さしむるに在るへし、倍て之を行ふに方ては従來兩校に奉職したる人員の中或は爲に其等級を上下せられ、或は罷職の不幸を受くる者あらん、其不幸を受くる者に付ては懇切に意を留め及ぶ丈には其情を慰するの手段を盡すへし、然れども其人々に於ては到底私情に限界あるに由り、更に身を處するの道を求めんことを要す。

同 示諭

今回兩師範學校を合併するに付ては過日校長に宛て一書を出し置きたり、是諸子の已に知る所ならん、而して今復更に一言すべきことあり、他に非ず、抑、今回改

改革の基礎と爲りたる要點は、教員養成の事をして益、完全ならしめんと、の趣旨にあり、尤既に是迄とても此事に従ひたる諸子は能く盡力せられしこと疑なし、然れども事物の改良は定限なきものにして其方法一にして足らず愈、益、改良を謀り、須臾も油断すべからず、諸子善く此點に注目せられ一意改良に従事すべし、今其要點を擧ぐれば

- 第一 重立ちたる者深切に意を用ひること
- 第二 時間を最利益ある様に使用すること
- 第三 金を最鋭く使用すること

右三箇の要點を常に事業の基礎とするときは、教授のことなり試験のことなり取締上のことなり、又會計上のことなり、其他何事に關しても其按を立つるに易くして其方向に迷ふことなかるべし、さて此師範學校は政府の爲に謀ても大切なるものなれども、全國一般の爲に謀ては猶一層大切にして、殆んど他の教育の事務中、此學校に比すべきものなしと云ふも可ならん、是等の事、諸子の皆知る所なるか故に今爰に之を贅言するを要せざれども、右述ふるか如く此事たる最重

要のものなるか故に諸子常に前に掲ぐる所の三要點を體して此事に従はれんことを希望す。

又時間を善く使ふことに就て一言すべし、爰に學科或は事業と爲すべき時間とありとするときは、先づ此事業を此時間にて成功するには如何なる人を選びて最善く之に適すべきやを考ふべし、先づ人を問ひ、然る後に事業と時間とを考ふるか如きことあるべからず、即ち人と時間とは、學校は事業の方より見るときは、恰も一の器械の如きものにして何の事業を爲すにも最能く之に適當せる器械を撰定すべきものなり。

又年度の改革に付て或は此校を盛大にするとか、或は之を擴張するとか云ふか如き念は、毫も有すべからず、唯、事業を善くすること、即ち可成的改良せんこと、の念は、瞬時も之を忘るべからざるなり、世間或は種々の評を爲すものあるべしと雖、此校の重立たる者の如き漫に擴張或は盛大云々の言を唱ふること決してあるべからず。

又金の使用に關して一言すべし、今、同、兩、校、合、併、の、上、或、は、此、を、て、兩、校、に、於、て、使用

せし金額を減少するに至ることもあらん。而かし其全額の一半は生徒の給費、即ち其衣食住に供する爲の費用と爲さるを得ず。其中には薪炭等諸雜費并病氣療養の費用をも含蓄するものと考ふべし。尤右諸費途の計畫を立てるは主として會計主任の相當すべき所なり。而して其計畫は常に整頓して一目瞭然たらんことを要す。將來府縣の師範學校に於て會計の計畫を爲すには其模範を此に取るも決して不都合なき様に整理せんことを要す。獨り生徒養成の一事のみならず、事業を操るの法亦此師範學校を模範とせしむることを期すべきなり。

又生徒の學費に供する金額中其雜費小遣に充つべきもの一部分凡五十錢を月々積立てしむるものとし之に利子を加へて三箇年間積立て而して三箇年を経過し卒業の後尙七箇年貯蓄して据置くときは十箇年の後凡そ二百餘圓の金額と爲るべし。右の年限中間斷なく學事に勉勵したる卒業生には此金額を渡すことゝ爲さは其益多々なるべし。且此事たる生徒をして儉約の途を悟らしむる方便なれば宜しく之か計畫を爲すべきなり。

右に述ふる所の大意にて諸子別に異存なき上は此旨趣に基きて萬事を擔當し

盡力せられんことを望む。

試験法に就きて一案あり。毎月一回つゝ日を定めて一月中に學習したる部分の試験を爲し、又三箇月毎に其三箇月に學習したる部分の試験を爲し、斯の如くして一年の末に至り全體の大試験を爲して其學力を檢することゝし。右毎月の試験に及第するものは縦令大試験の結果十分ならざるも卒業の證書を得べきものとせし。毎月の試験及大試験共に十分なる者には優等の卒業證書を授くるものとせし。如何一年一回の大試験のみにて及落を決定するときは種々不都合の事を生し、或は僥倖のものあるべし。或は不幸のものもあるべし。宜しく諸子に於て審議精究したる後試験法を改良せられんことを望む。

教授法も亦諸教員に於て互に切磋研究し、或は一人の教授する席に臨み、數教員之を傍聴し、自ら其旨意の在る所を筆記し置き、教授の終りたる後互に相批評する等の法は、若實行し得べくんば可成的之を施行せられ、尤教授の優劣は素より多く教員の人と爲りに關するものなり。其人と爲りに關する部分は之を如何ともすることなしと雖、教授の方法に至ては勉めて工夫を用ひ、最良にせんこと

を要す。

生徒取締の事は、重に寄宿舎に關係を有し、即ち教室外の教育と云ふべきものなり。此教室外の教育は、坐作進退、衣食起臥、其他總ての事に關するものにして、是等は最べく規律を體することを望む。尤此事は男女共に施して然るべきものなり。而して男子の方は軍人流儀の訓練法を用ゐて可ならん。陸軍の訓練法を能く參照して之を實行すること最可なり。

又女子にして人の教師たらんとするものは、日用の事、皆他人に依り他人の助を仰ぐ様のことにては甚宜しからず。務めて他人の手を假らざる様に致すへし。右男女に就き多少の差はあるへしと雖、先づ其大要を擧ぐれば此の如し。諸子十分此趣旨を貫徹せられんことを望む。

先生は九州巡回中郡區長の責任に屬する教育事業に就て説示したる筆記中より師範學校に關するものを抄出して茲に付せん。

時に於ては郡區長の推薦にのみ委するは或は時勢に適せざるを以て、暫く郡區長の推薦に係る者と志願者との二様に別らしなり。各位の知らるゝ通り師範學校は極めて大切なる場所たるに拘らず、従前は學力試験のみを以て世上の志願者を入校せしむるに止まり、又卒業の後も服務期限等の定め確乎たるもの無かりしか故に終に思はしき結果を見るに及はざりき。尙之を評すれば、縣下教育の爲に師範生徒を養ひたりと言はんよりは、寧ろ生徒其物の爲に學校を開きたるか如き實況を現はせりと云はん。今回の法令は之に反して生徒其物の爲に謀るに非ずして、全く郡區の教育の爲に之を養生するを以て主眼とせり。此區別決して輕視すへからず。

既に郡區長に於て師範生徒の撰擇並卒業生の配置を管理する以上は、教育の進歩を各位の盡力に望まざるを得ず。蓋郡區學事の擧かるゝ否とは郡區長の任を盡すと否とに在るか故に、郡區長に於ては、須らく他日郡區中の子弟を託するに足るべき人物を得て師範學校に推薦し、且其卒業の後之を適當に使用するを以て己の任と爲すの職掌あるを知らざるへからず。願ふに數多き小學校卒業生徒

師範生徒
の要件

平常の注
意

縁故或は
憐愍のこ
さを以て
するの弊
を避くへ
し

作用の方

中より前途小學教員たるに勝ふべきものを檢出せんとするは容易の事に非ざれども之を擇はんには、小學校生徒中に就きて先づ其人物の如何に注意すると最緊要なり。大物の如何は卑劣の心なく男兒らしき風采ありて常に貴重の愛敬を受くる所のものは即ち是適當のものなりと定むべきは諸君同意ならん却説此の如き人物を擇はんには郡區長たる者平常小學校の生徒に注目し又教員等に詢りて末頼母しき生徒の姓名を登記し親しく其人と爲りの如何を察し置かざるへからず而して師範學校に推薦するの順序に苟も縁故或は憐愍の事を以てするの弊に陥ることなく最初より十分に推薦を慎み以て師範生徒に費したる資力をして須らく最大の効驗を得せしむることを期すへきなり斯く郡區長にして十分に保證し得べき生徒を推薦するときは師範學校にては勢學力試験のみを以て入學せんとする他の志願者を謝絶せざるへからざる場合と爲るへし此場合こそ則ち郡區長盡力の結果にして國家の爲に大慶すへきの秋と謂ふへけん。

凡そ師範學校生徒卒業して郡區に歸れば任地及俸給等一に郡區長の指定に従

法

女子部

女子は男
子より優
れり

はいひるは勿論縦令人物相應なる者と雖決して最初より重用すへからず先づ下級の訓導と爲して薄給を與へ三年程も少くも一年間其生徒取締の狀況及訓導法の良否を觀察し愈相當の教員と認めたる上にて等級を昇せ俸給を増し又は小學校長と爲して可なり今回定めたる尋常師範學校尋常中學校及高等女學校教員免許狀の等級を三年と爲したるも全く此趣旨の外ならず師範學校を卒業したりとて之を重用するときは却て弊害を生し或は折角學資を費したる目的も水泡に屬することあるへし。

九州各縣の師範學校中未だ女子部の設けなきもの多し此等の縣に於ては漸次女教員を養生するの途を開くへし蓋女教員の親切にして注意の周到なるは決して男教員の及ぶ所に非ず殊に其幼稚の兒童を教育するは男子よりも大に優れりとするは歐米に於ても既に通論と爲りたる程のことなれば尋常小學校にても成るべく女教員を用ひたきものなり是女教員の學力を薄とし之に幼稚生徒を託せんとの意に在らず幼稚者を教育するは至難至重の事にして特に女子の長所に係るか故に之を女教員に託せんと欲するなり但未だ師範學校女生徒

教育は讀
書算術の
藝を教ふ
るにあら
す

尋常師範
學校の商
議員

の卒業せざる間は、先づ相當の女子を擇ひて卒業生に充て以て男子授業生を廢するの工夫ありたきものなり。
從來教員は生徒に讀書算の藝を教ふるのみを以て其職務と思ひ、只管其習ひ得たる儘を移して生徒に傳ふれば足れりとするか如き狀況なりしか、是は一般の教育が進まざりしか爲に生じたる弊習とも云ふべきか、教員にして此の如く不親切なるときは、大切の子弟を取扱はしめんこと誠に不安心の至りなり、蓋家庭の教育宜しきを得たる國にては別段なりと雖、本邦に於ては未だ然らず、故に教員たる者は父兄に代りて子弟を薰陶し十分の教育を施し善良の人を養成するの重任に當らざるへからず、郡區長に於ても善く心を此に用ひ教員をして人に師範たるの心得を十分に合點せしめ、常に學校内に於て生徒を教授するのみならず、生徒日常の事にも立ち入りて懇切を盡さしめ、萬端の事皆之か模範と爲り相談相手と爲りて出來得る丈けの世話を爲す氣込を生せしめざるへからず。
此他先生は師範學校の經濟の改良を計畫し、或は尋常師範學校に商議委員を置き、府縣會常置委員を加へ、以て地方議會をして、間接に教育に對し責任を負擔せしむ

小學校制
度の改革

小學校令
發布
高等尋常

學齡

經費の財

る、方法、を獎勵したるか、如き、校舉に違わらず、文部大臣たりしより、滿三年間、其規畫したる所頗多しと雖、其大半は師範學校の改良に在りしなり。
小學校制度の改革、先生は文部省御用掛りたりし時より、已に師範學校の改良に着手せるは、前章に掲げたるか如し、然れども、師範學校の改良は、小學校改良の伏線なり、小學校を改良せんとせば、實に師範學校の改良を鼓吹せざるへからず、所謂馬を射るものは其目を射よ、小學校の改良を企る者は之か順序として事の茲に出つるは必然の順序なり、宜なり其師範學校の改良に熱心なりしこと、然らば如何にして小學校に對せしや、教育令を廢して、小學校令の制定を伏奏せり。
〔一〕小學校を分ちて高等尋常の二等とす
〔二〕小學校の設置區域及位置は府縣知事之を定む
〔三〕兒童は六年より十四年に至る八箇年を學齡とし、父母後見人は其學齡兒童の尋常小學校を卒らざる間は就學せしむべきものとし、就學に關する規則は文部大臣の認可を経て府縣知事に之を定めしむ
〔四〕小學校の經費は、従前は、重に區町村費に取りし、か、本令は、生徒の授業料を以て

之に充て寄附金及其他の収入金あるときは又其經費に供し此授業料及寄附金等を以て其經費を辨する能はさるときは區町村會の議決に依り區町村費より其不足を補ふことを得せしむ

(五)然れども土地の情況に依ては又小學校簡易科を設けて尋常科に代用し其經費は區町村費を以て之を支辨し教員の俸給は地方税を以て之を補助することを得せしむ

(六)又私立學校に於て小學校と均しき普通教育を施さんとするものは豫め府縣知事の認可を経しむ

是小學校令に規定せる要領なり而して其小學校經費の本體を學校自ら收入する授業料寄附金等に取り區町村費を以て維持するは小學校簡易科又は學校收入の不足なる場合に限畫せるは寔に一大急激なる改革と云はさるへからず其理由とする所は左の如くなりしなり

封建時代に於て士族以上の者か受けたる教育費は概して藩主之を支辨したるも其實皆之を農民に仰けり明治新政以來四民共學の政漸く行はれたるも富者

の子弟の教育費は専ら貧者の支辨に屬し今日に至りても尙未だ其不公平なるを悟らざる者多し但明治十九年の學校令に由りて此不公平を減したりと雖尙其存するもの甚大なり元來富者は貧者の子弟教育を助くべきものなるに反て助けらるゝも之を悟らざるは實に歎すべき次第なり今日學齡兒童にして就學者は未だ全數の二分の一に達せず就學者少なき斯の如き今日も學校に要する校舍俸給の費用已に少なきに非ず若今學齡兒童皆就學するとせば町村の教育費果して如何決して現今の如き巨額の補助金を高等尋常の學校に支出し能はさるへし要するに辛ふして唯簡易科小學校を維持し得るに足るべき金額の外に餘裕はあらざるへし小學校令を發せらるゝ當時已に此等の事は深く慮かられたることなり即ち小學校令に於て小學簡易科の費用は一村一市の力を以て之を支辨し一村一市の力之に堪へざるときは地方税を以て教員俸給を支辨すへしどの明文あることは是なり小學簡易科の費用すら村市之を支辨し得ざらんか府縣之を補助して以て學齡兒童の就學の需に應せざるへからず此事たるや重大の問題を含有す而して前に述べたる教育會の如きは専ら斯る問題に對

して考究する所あるを要す。今日の如き大多數の無學者存在する間は一國獨立の實を鞏固にすること甚難し。貧民と雖粗末なる教育にても之を受け國民として活動し以て國民たるの義務を盡し得るまでに至らざれば、國家の富強は期し得ざるものと知るべし。

是明治二十一年秋、先生奥羽地方を巡視せし當時に於て地方當局者に説示したる一節なり。而して其施行の結果に就きても別に考案を有せり。然も堅實なる考案を有せり。若此考案にして始終進行する所ありしならんには、將來小學校は行政機關の干渉を受くること少なかりしならん。惜むらくは其行はるゝに至らず中道にして謝世せられたるを、尙先生か九州巡回中演説せられたる一節を採て之を補はん。小學校令に於て高等及尋常小學校の經費は授業料、若は授業料及寄附金を以て支辨し、其不足は之を町村費より補助すると爲り、而して補助費の額は授業料の額より多きを許さざるべし。是は授業料の額少なき學校に於て之を保持せんには、必積金の利子を以て其闕を補ふこととするの外なかるべし。小學校令には積金を爲すべしとの明文なしと雖、實際積金なくは之を保持し能はざるの場

積金の利
子

積金の整
理
積金の使
用法

合に於ては須らく積金を爲すべしとの意味を含蓄し居ること、知るべし。借積金を爲すには或は産物の收穫工場の製品等賣買高の幾分を積ましめ、或は無盡講の収入金幾割、或は土地の賣買婚姻の契約等を爲す者より若干金を出さしめ、或は博愛者の義捐金を積ましむる等、何れにするも土地の情況に適する積金の法許多なるべし。善く工夫して之を實施するときは、案外多額の金を得るものなり。又積金は凡て其性質即ち成立を明にし、若干金は何某の寄附金、若干金は土地賣買上よりの積金と云へるか如く、一々之を區別し、決して其性質を混同せざらんことを要す。而して之を支出する方法に於ては、一切積金の性質に依て支出し、決して漠然積金と云へる總科目より支辨すべからず。例へば貧農の子弟を補助せんには農産者の積金より支出し、貧工の子弟を補助せんには工場の積金より支出し、或は何某の積金を以て何誰の學資を補助せりと云ふことを明白にし、兒童をして何人の恩恵に依て教育を受けしかを紀念せしめんことを要す。此の如くにして一方の恩人と其恩を受くる兒童とを明かにするときは、其間自から恩愛の情を發し、兒童に於ては恩人の情義に感して忘るゝことなく、亦恩人に於

ても出金を樂しと思ふ様になるへし。果して此の如くなるときは一郷の風俗をして、儻然敦厚ならしむるは勿論、延て國家の光耀を増すに至るへし。若然らずして徒らに漠然たる出所不明の積金より之を補助するときは、兒童に於ても何人の恩恵に依て學問せしかを知るに由なく、或は却て自己の力にのみ依りて學習したるか如く思ふもの有るのみならず、甚しきに至ては他人の財布を當にし公共の物を以て自己の物の如くに思ひ做すの風習を馴致し、夫の社會黨の如きものを生出するやも測るへからず。是最注意すべきことなり。積金は從來利子の關係等より危険を顧みずして、一時信用せる者等に預け、却て其元金を失ひし例も少からず。假令利子は多からざるも郵便局等の如き安全なるものに預るに如かざるへし。能く注意ありたきものなり。又費用を支出するに、は常に効驗と云へることに注意すへし。是實に學校經濟の根本なり。其効驗とは最少の費用を以て最大の効果を收むるを謂ふなり。常に此効驗と云ふことに注目するときは、學校に徒費なきは勿論、時間の用法、教員の使方等に至るまで、整然其宜を得、學校に關する諸般の事皆親切に爲りて、大に功を奏するに至るべきなり。

り。授業料徴收の事に就きては、或は未だ其何故たるを十分に了解せざる方もあるへ。けれど念の爲一言すへし。蓋此度授業料を徴收する事に定めたるは、父兄、或は後見人たる者、其子弟に對して教育を受けしむるの義務あるのみならず、亦國家に對しても、其子弟を教育するの義務あること、勿論なれば、子弟教育の費用を父兄に於て負擔すること固より當然の事なりと認定したるに依る。而して爲に親子の間をして、親愛恩義の情を厚くせしむることも、亦以て期する所なり。

第十五章 文部大臣と爲る (三)

中學校 私立學校 女子教育 商業教育

普通教育は國家の細胞たる人民の智能を啓發し、徳器を成就する所以の途にして、其緊要なるは言を俟たず、尙に教育の大任に當る者之か、計畫を忽にすへからず、故に先生の文部省に入るや、主として師範學校の改正を企て、小學學校の進歩を促かし、表裏相形して普通教育たる全局の進歩に意を注げるは、寔に順序に於て然るべき

ことなるを信す然れども國家の細胞たる人民にも社會自然の階級あるは猶遊星の恒星に於けるか如し故に國家の進歩を圖らんとせんには此國人をして矜式する所を知らしむる所の中等の民を養成せざるべからず例へば維新以前に於ても士族たる中等種族か國運を進退したるか如し然れども此中等人民は世襲なり而して今の士族と云ふ者は名ありて實なし今日以後の中等人民は教育を以て之か資格を養成せざるべからず然らば則ち中等教育も亦普通教育に次て必要なるや論なし先生は其中等教育に就て如何か計畫せしや

中學校の擴張 中學校亦先生に依て擴張せられたり其所謂擴張とは其成立を鞏固にしたるの謂なり其分量に於ては減少せられたり府縣立中學校は七十有六個を四十有餘に減せられたり然れども以て濫設の弊を防制するに於ては充分の効驗ありしのみならず尋常中學校と高等專門學校とを聯結し若は專門學科を教授するか爲に高等中學校なる教育機關を設立したるは實に先生の功績なることを認めざるを得ず中學校令を示して此結果に依る所を明にせん

(一) 中學校は實業に就かんとし高等の學校に入らんと欲するものに須要なる教育を施す所とす

育を施す所とす

(二) 之を高等尋常の二等に分ち高等中學校は文部大臣の管理に屬し全國北海道 沖繩縣除くを五區に分ちて每區に一箇所を設く

(三) 高等中學校に法科醫科工科文科理科農業商業等の分科を設くることを得せしむ

(四) 高等中學校の經費は國庫より支辨し又は國庫と該學校設置區域内に在る府縣の地方税とに依り之を支辨せしむ

(五) 尋常中學校は各府縣に於て便宜之を設ることを得せしむ但地方税の支辨又は補助に係るものは各府縣一箇所に限り且區町村費を以て之を設置するを得ざることを得ず

とせり而して中學校に對する方針に至ては先生は文部大臣に就任する十箇年前に於て既に確乎たる定見あり即ち有志學者の私業に委すること是なり然れども己の定見を直ちに實行するは時務に於て許さるものあるを發見し中學校令を助成せるに方ては租税を以て設立する中學校に制限を設けたり其中學校に對し

高等中學校の必要

萬國に對する地位

地位高からず國力強からず

如何なる企望を繋けたる乎は其自ら説明する所を以て之を知るへし。

一八八

第二高等中學校建築及地所等の爲此縣有志者より出金し已に建築に着手するも差支なき度に達し之に付ては知事始め郡區長等盡力したりと聞く茲に其功勞を謝す。

高等中學校を設立するの必要并高等中學校は前途國に重要な場所なることに付先つ一言すへし我日本國は現今世界萬國に對して孰れの地位に立つ乎能く之を考究せは高等中學校の必要なるは自ら明瞭なるへし一國の事業は大抵外國に對する關係に依りて必要と否らざるの差別を生ずるものにして中に就き高等中學校の事業は其一にして重なるものなり諸君の内には多分身自ら海外に行き又は行かすとも之を人に聞き書に觀て粗く其事情に通せる人あらん萬國の中にて我國の地位は果して孰れに在りや之を知ること緊要なり而して之を知ることは諸君自らの研究に任す唯茲に明言するも間違なきは我國の地位は甚高からざること國力の甚強實ならざること國交上經驗不足なることなり然るに前途外國交際は愈緊切の關係を累ね到底殖産工業商賣を以て外國

國交經驗足らず外國と競争の方法

教養の目的

社會上流の人

と競争せざるへからず此の時に方りて今日迄の教育學問の仕方は能く此競争の困難に堪ふるに適すべきや之を如何んせは則ち可ならん唯教育學問を確實なる仕方に改め人物才能を造り出すに在るのみ勿論徒に事物の理を説き又は德行を重んずるも世事に疎く又は書を読み文を作るも實用に立たざるもの如きは余の所謂人物才能にあらず蓋今日外國と競争するに方て斯の如き迂濶なる人物才能は國家の急用に充つるに足らざればなり。

小學校尋常中學校は中等以下のものを教育する所なれば其教養の目的は普通實用の教育に外ならざれども高等中學校に至ては頗之に異なり茲に學ぶものは學科を卒業して直ちに實業に就くも又進んで専門の學科を修むるも均しく社會上流の仲間に入るべきなり即ち高等中學校は上流の人にして官吏なれば高等官商業者なれば理事者學者なれば學術專攻者の如き社會多數の思想を左右するに足るべきものを養成する所なり然るに従前此上流の人を養成する場所は帝國大學の外には唯第一高等中學校ありしのみ今日上流の人物多數を養成するの場所に乏しきこと此の如く且特り東京にのみ之を設置するは最不便

高等小學
校を各要
地に設く
宮城縣其
一を占む

尋常中學
校

尋常中學
校の目的
の有様

なり。加之全國各地の普通教育は日に月に進歩するを以て其後秀を大成するの
路を開かざるへからず。是高等中學校を各要地に設置する所以なり。中學校令に
て高等中學校を全國五箇所に設置することとなり。宮城縣は即ち其一を占むる
に至れり。當縣の官吏は勿論有志者は特に前途の爲に愈盡力あらんことを希望
す。

是先生か明治二十一年夏宮城縣巡視のとき演説せし所なり。以て高等中學校に對
しての企望の如何なりしや。是亦其自ら説明する所あり。

次に尋常中學校の事に及ふへし。尋常中學校は國庫又は地方税等即ち租税の性
質を有する資金を以て之を設立せざるへからざるか。又は官の手にて之を管理
せざるへからざるの必要あるかとの問題及校數の事に就き曾て考案を盡し。今
や勅令に明文の在るありて其方向已に一定せり。尋常中學校を卒業し尙進んで
高等中學校若は他の専門學校に就くものあるへけれども尋常中學校は要する
に之を卒業して直ちに實業に就く者を養成するを以て目的とす。然れば此種の
學校は租税を以て強て之か經費を支辨するを要せざるか如し。雖我國今日の

教育學問
の弊風

本邦人の
氣質
中學校は
殊に意を
用ひて實
用人材を
養成せさ
るへから
ず
頗難事

有様に於ては未だ然らず。地方税の支辨又は補助に係る尋常中學校一個を設置
し且責任権力ある校長等を置き官の手にて之を管理するの要あり。請ふ聊か之
を説かん。

教育學問に附着したる從來の弊風の一として動もすれば實用を離れ迂濶に陥
り。僅に事理の片端を知れば已に深く教育學問に達したるもの、様に思倣すあ
り。此等の人は萬國競争の今日に方り損あるも益なし。又尋常中學校生徒は社會
の上流に至らずとも下流に立つものに非らざれば最實用を爲すの人に非らさ
れば不可なり。之を養成するの任に當る尋常中學校は最慎重せざるへからず。又
本邦人の氣質は昔時は姑らく措き近時は頗輕薄に傾きて艱難に堪へ事業を遂
ぐるの氣力漸く衰滅せんとする有様なり。時茲に至りては中學校は殊に意を用
ひて實用に適する人材を養成し輕薄の氣風を根絶せざるへからず。果して此注
文通に行くものどせは輕を重と爲し脆を剛と爲すを得へし。然れども此目的を
遂ぐるは頗難事とす。故に先づ善良なる管理者をして此方向を取らしむるより
急なるはなし。而して之を爲すは政府の手に於て其方法を行ふの便なるに如か

租税を以て支辨し又は補助する尋常中學校

中等教育の必要を認めざるにあらす

不公平なる賦課學校保護の一大便路私立學校の管理

す、右等の理由あるを以て、政府は尋常中學校の經費を租税より支辨するを全廢せず、其支辨若くは補助に係るものを一府縣一個に限るの制を設けられたるなり。

是同時に福島縣に於て説示したる要旨の一節なり。斯の如くに中學校を設立維持する財源を國庫若は地方税に資るに關しては制限を加へたり。寧將來に向ては國庫若は地方税を供給せざることを欲せしならん。然れども中學校教育の必要を認めざるに非ず。中等以上の教育には是非之を必要としたり。唯其經費を租税に取るを嫌忌したるのみ。蓋租税は公平に賦課せらるゝものたるに拘らず。中等教育の恩恵に浴するものは社會少數の人なるか故に之を究竟すれば是等學校を設立維持せんか爲に不公平なる賦課を爲すの結果を免れすとせしなり。是に於て乎先生は諸學校通則を協賛し、其第一條に於て學校保護に一大便路を開通せり。私立學校の管理 諸學校通則第一條に規定して曰く師範學校を除くの外各種の學校又は書籍館を設置維持するに足へき金額を寄附し、其管理を文部大臣又は府縣知事に願出るものあるときは之を許可し、官立又は府縣立と同一に之を認むる

寄附人の望に依り名稱を附す

女子教育

ことを得、但寄附人の望に依り、其名稱を附することを得、是實に學校の經費を租税に求めざる限に於て學校又は書籍館の設立を奨励する方法たりしなり。語を換て云へは法律命令に依て設立維持を強制するもの、外は之か設置は各自の任意に屬すと雖、已に之を設立維持するに至ては文部大臣は職權を以て保護監督するを明らかにするものなり。此法令發して

(一) 租税を以て設立するに制限ある學校に關しては他の私財を以て之を設立し租税を以て設立する學校と同一の時恵に浴するの便を與ふること

(二) 教育に關する公法上の負擔を減すること

(三) 私立學校の管理及監督を適正にすること

の便利は確かに與へられたり。是に於て文部大臣に對し山口鹿兒島高等中學校の管理を仰くものあり。府縣知事に對し尋常中學校の管理を乞ふものありき。是實に諸學校通則第一條の公惠なり。此法令は中學校令に依り府縣立中學校の存立を制限せられたる不便を救済するの効力ありき。

女子教育 先生女子教育に心を用ゐる已に久し、故に文部大臣に陞任せらるゝや、

其之が完整を期したること更に深かりき。明治十九年東京師範學校附屬高等女學校を文部省總務局の所屬とし、尋て之を東京高等女學校と改稱せしか。二十年遂に之を特立の一學校と爲せり。先生の東京女學校に對する方針は、曾て其卒業證書授與式に於て述へたる所に依て知るへし。即ち左の如し。

政府に於て此東京高等女學校を設置し、且之を維持するに相當なる入費を支給し、以て成るべく其完全を期するの旨、果して何れに在るか。先づ之を述べん。抑、國家は男女を以て成立し、而して國家の教育とは、其半は女子教育を謂ふなり。此學校を設置する政府の意は、推して知るべきなり。然り而して教育の要如何を問へば、女子教育は男子教育に比して更に重んずべきものあり。蓋賢良なる女子に非ざれば賢良なる慈母たるを得ず。而して人の性質を賢愚何れに赴かしむるも、概して慈母教育の如何に歸す。女子は實に天然の教員なり。天然の教員たる女子の教育にして充分ならざる間は不具なる教育たるは言を俟たざるも、國家の一部を爲すものなり。故に母たり妻たる者は勿論、苟も一女子たる以上は、其風采行爲の全社會に及ぼす影響の至強至大なるを以て之が教育の進歩を圖るは、國家全

體の文明を進むる所以なり。女子の國家に對する責任の重大なる斯の如し、而して能く其責任を盡し得べき女子の模範を陶冶するは、國家の必要に屬す。是政府が此高等女學校を設置し、全國をして之に則らしめんと期する所以なり。本校の職員は能く此旨意を領して校務に従事することなれども、尙念の爲に斯く言ふものなり。次に日本現今の女子は、特に困難なる地位に居ることを述べ、以て諸子に望む所あらんとす。特に困難なる地位とは、即ち日本に於て、昔日に之なくして、今日にのみ之ある境遇なり。此境遇は今世に之あるも、後世に之なからんと思ふ所のものにして、歐米各國に於ても未だ嘗て經歷せざる所のものなり。即ち數個の夫婦一家を爲して、其生活を共にする習慣將さに變更せんとする時運是なり。蓋日本舊來の習慣として女子の許嫁するや、多くは父母の決する所に依る。而して已に婚姻するや、十の八九は舅姑と室家を同ふす。加之其生計の權柄は舅姑之を握る。但或少數の部分の人は、已に舅姑の室家を異にして生計を別にするの新法を行ふものあり。願ふに此法は追々廣く行はるゝならん。然れども恐らくは尙數十年間は舊慣行は

れ之を改むること甚難かるへし、而して此事情は今日卒業諸子の如き妙齡の人には未だ了解し得ざるへしと雖、年長の後は必余の言を思ひ出すことあるへし。昔日の女子其舅姑と室家を同うし生計を共にして濟み來りしは、必竟昔日に於ては女子皆同一なる境遇に居り、縦令雙方困難なる事情ありしも互に相容れ得たるならん、然るに今日の女子は舊例故格の何たるを知らず、頓に現今の日新開明の世に遭遇し、殊に學校の恩恵に由て稍女子の本分を講得し、又妻と爲り、母と爲り、一家の經濟より實際の要國家の務まても學ひ知るに至り、昔日の習慣に成長したる今日の長年、即ち舅姑の地位に居る者は、概して今日開明の事情に通せず、故に嫁の知るもの姑之を知らず、姑の知るもの嫁之を知らず、方圓枘鑿相容れざるの觀なきに非ず、此困難なる時運に處し、一家の生活をして圓滿ならしむると否とは、要するに嫁の心得方如何に在り、若一旦舅姑と事あるに方り、嫁の方に於て舅姑縦令教育を受さりしも、此位の事は辨知し居るへき筈なりとして相争は、一家の風波立どころに起るへし、されは嫁の受けたる今日の教育は、反て効なきものと爲るへし、諸子之を講究せば必了解することを得ん。

本日は此學校に取り諸子の身上に取り祝賀すへきの佳日なるに前述の如き事を以てするは甚不都合なりとの念を起す人もあらん、然れども今日社會舊新混同せる時代に際會し、而して將さに前に述べたる困難なる地位に立たんとする所の諸子は之を不幸と云は、云へ若深思せば、此地位は昔日に無く、後來に無く、外國にも亦之なき地位なれば、所謂空前絶後の地位にして、此地位を占むるに足るへき素を得たる本日の卒業諸子に取りては、此卒業式は至大の榮典なり、請ふ諸子余か意の在る所を熟考せよ。

是實に明治二十一年七月東京高等女學校卒業證書授與式に於てせる祝辭なりき、而して先生は尙一般の女子教育に關して一個の定説を有せり。全國就學者中男女の比較を見るに女子の就學甚少し、女子は其子を生め、は直ちに其養育に従事すへき天然の教員にして、且幼年の兒童を教育するには天然に巧妙にして、男子に比すれば、愈かに優る所なり、故に女教員を得て小學校幼年生の授業を擔當せしむるときは、其効益量るへからず、女子教育の忽にすへからざるや知るへし、今夫れ女子教育の主眼とする所を要言せば、人の良妻となり人の

賢母となり、一家を整理し、子弟を薰陶するに足るの氣質才能を養成するに在り、女子教育にして宜きを得ざる間は教育の全體鞏固ならざるなり。國家富強の根本は教育に在り、教育の根本は女子教育に在り、女子教育の擧否は國家の安危に關係するを忘るへからず、又女子を教育するには、國家を思ふの精神をも養成すること極めて緊要なりとす。今國家の爲に要する女子教育の精神を言顯はさんか爲に想像の例を擧げんに、母か孩兒を養育する圖、子を教ふる圖、丁年に達して軍隊に入るの前母に別るゝ圖、國難に際して勇戦する圖、戦死の報告母に達する圖等の額面七八枚を教場に掲ぐることは是なり、女子教育の精神は此度に達せしめざるへからず。

是明治二十年中國地方學事巡視に際し説示したる要旨の一節なり、其女子教育に對する深切は實に半生の功業なり、故に其言ふ所鑿々として肯綮に中らざるはなし、嘗て秋田縣に於て學事を談したるときは語次女子と雖、國家の爲には身命を抛たざるへからざるの覺悟を爲し、而して其引受の兒童に對しては國家の爲には身命を致すの義心を養成せざるへからずと云ふに至り、遂に一女教員をして眞に落

涙せしめたりと謂へり。

商業教育 先生は又商業教育に心を用ゐたるは女子教育に減せず、實に東京商法講習所の設立者にして東京商業學校を農商務省より文部省に轉屬し、更に東京外國語學校と合併して今日の高等商業學校の地を爲したる偉績あり、何故に商業教育を必要とせし乎は前に福澤氏の口を藉りて讀者に紹介せりと雖、尙文務省御用掛として明治十八年四月大阪商法會議所に於て演説したる所は一層切實なるものあり、左に掲載して商業學校を設くべき理由と爲す。

余は今回政府の命に依て當地に參ることを得たるに就ては聊諸君に向ひ御話申し度ことあり、其は、商業學校を設くべきの理由と云ふことは是なり、右に就ては先づ第一に日本の地位と云ふ點より説き出すへし。

諸君よ余か背後に地球の圖あり、今余か指點する所の國は即ち我々の共に棲息する所の日本帝國に非ずや、抑、此日本と云へる國は氣候溫和にして五穀善く熟し、人々か放逸して居るも食ふて行かるゝと迄云ふ國柄にて、高山に富み森林に饒かに五風十雨其宜しきを得、眞に結構なる土地と云ふべきなり、今此天然の良

邦に於て人々勉強し大に奮ふ所あらんには天下の至難中の至難なるべきものと雖、亦何ぞ爲し難しと謂はんや。試みに思へ、東洋諸國に籍を置く邦として、誰か擧げて、商業の權を掌握するものぞ。我日本帝國は其國の地位に於て之を掌握することを自任せざるべからざるなり。

第二、日本の地形を考へよ。余か今指點する所を見られよ。我國は斯の如く細長形の島嶼にして、隨て港灣多し。假令大なる良港灣なしとするも、亦小なる良港灣に富めることは一目瞭然たるに非ずや。今我全國の人口を三千七百萬人とすれば、沿岸に住み航海の利益を受け、海軍の便を知る者は其十分の一、即ち三百七十萬人ありと假定するも、大なる誤算なかるべき歟。左ればにや、往古は勇敢なる此海島の人民は、茫々たる大洋を事もせず、遠く暹羅等まで航海し、以て貿易通商を開きたることは事實に徴して明なり。然るに幸か將た不幸か、霸府の一たひ天下の政權を執りしより、令を全國に下し、嚴に渡航通商を禁じ、又大船を造ることを禁し、之を造る者は諸侯と雖、亦用捨致さすとまで制限を加へたりき。爾來我國の人民は、此人爲の制限を甘受して深く自ら鎖し、若は鎖さるを得ずして恰も

是一種の武陵桃源、他國の春を知らざるの有様に陥りたり。慙れむべきの極と云ふべし。然り而して此慙れむべきの極の結果は如何にと曰はんは、當大阪市民のみならず、日本全國到處の人々は何れも眼光豆の如く、只小利に甘んじ、外觀に泥めるの陋習は、即ち其結果なるべし。願ふに此陋習は、素より固有のものに非ず、只人爲の制限に依りて一時固結したるに過ぎざれば、早晚溶解するの期あるべし。然れども我々も亦焉んぞ進んで其期を促さざるを得んや。元來我國人の素質として一體に伶俐なること世界に無比と云ふべき程にて、之に向ひ更に活潑なる先見を加へしめば、文明の進路上第一等の地位に移ること左のみ難しとすべからず。我々何ぞかして其位地に移らんことを望むと同時に、之に到着するの方法を講せずして可ならんや。

第三、更に一步を進めて、眼を歐米の商業に注かん。余か今指す所の次の地圖を見よ。此處に地中海なるものあり。此邊の沿岸を開きたるは、他なし。當時の通商に在り而して、其沿岸や港灣相接し、航海交通の便利相依り、隨て商賣の繁昌を促かしたるなり。夫のウエニス等、伊太利地方の一時商業を以て名を顯はせしは、取も

直さず航海に依て商賈を爲したるの結果にてありき。元來歐洲は曾て早くより分離し隣接の邦各、有形上或は無形上の智識の競争を現出し來り、百般の事奇巧を争ひ、創造を闘はす等のことは、萬東洋地方の醉夢に安するの比に非ざりしなり。而して就中英國の如き文物駁々として進み早や已に海上の商權を掌握して他の強國を凌くと雖、是とて自今は將に老樹の稍傾倒せんとするか如く、他の之に壓制せられたる白耳義佛蘭西獨逸の如きは、却て今盛大に赴くの勢あり、是實に競争の利に非ざるはなし。例せば商業の見本を陳列して良否を競ひ、又は海外の商況を視察し、又は商人の子弟を薰陶する等の急務に汲々乎として敢て怠ることなし。然るに曾て海王とまで呼はれて大洋に跋扈したる英國は、素此の永遠の基礎に依て繁昌したるに非ざれば、今は却て其國の商賈否運に傾き、此頃急に狼狽して商業學校を設けて子弟を教育し、以て古の勇敢なる鵬擊を他國に下さんなど評議中なりと聞及へり。然れども亦晚しと云ふへし、之に反して、太西洋の彼方に在る亞米利加合衆國は、商業の形勢果して如何んぞや。惟みれば、此洲は今より殆んど四百年前の頃に始めて發見せられたる新世界にして、合衆國の

基礎を爲したる亦僅かに百餘年前なり。然るに此英國を離れて渡航したる流民の集合は、互に食ふものもろくろくは食はす着るものもろくろく着すして、先づ學校を建てたり、而して合衆國の基礎畧成るに至るや、商業専門の學校をも設け、又一般の進歩を加ふるなど、事々勉強を以て造り出したる手際は、既に諸君も聞及へる所ならんか。天晴れ感心すへきこと多しとするなり。今余は其商業學校の數を詳かにするの便を缺きたれども、其學校は實に全國に充滿せり。否、管に充滿するのみならず、又頗る完全せり。例へば一箇所の商業學校に五十弗の金を入れて入學したる者、後事故ありて他の土地に轉居し、其地の學校に入學するとき、別に入學金を出すを要せざる等の便法あり、是皆各地聯絡を通して子弟の便を圖るものなり。又大學校の卒業生の如き高等の教育を受けたる者も、志を商業に立て、前途の事業を此に執らんとする時は、皆一度は商業學校に入り、六箇月の後卒業して出ること、爲り居れり。されば此國は今より七十年前は一切の事物を他國に仰き、只烟草と麥のみを外國に輸出せしものなりしか。後には進んで麥を粉にして出すことを爲し、茲に歐羅巴の商人を喫驚せしめたりしか。今は更に之を

は麵包に製して以て歐洲へ出し、又は肉類をは氷結にし輸出する事を爲すに至れり、爲に歐洲の市場は殆んど攪亂せらるゝの姿なり、斯の如く活潑勉勵にして競争に移むる合衆國なれば其富めるも亦怪むに足らざるなり。

第四、今翻て東洋諸國の商況を説かん、東洋諸國中には支那人の外に商人あるなし、而して日本の商人などは、逆も支那人に比して商人と稱するに足らざるなり、試みに見よ一國の基礎たる農工商の状態にして今日我邦の如く憔悴を極むる間は、縦令海陸軍を張るも決して國力を張るに足らざるへし、又農工業と雖亦商業の敗北を告ぐる間は決して盛大を爲さざるへきなり、故に商業の一事は我國に取て最擴張せざるへからざる急務と云ふへし、余常に以爲らく、商賣は軍の先鋒なりと、先鋒にして既に脆弱ならんか、國力の張らざるも亦宜ならずや、夫れ然り故に今にして早く計を爲し商賣の練習と智能を養成せすんは將た何の時をか期せんや、我政府に於ても此事には非常に注意を加へ出来る丈はやつて見やうとせらるゝに就ては、第一に商業學校を盛んにせんと企てらるゝなり、因て農商務省に於ては既に其事を計畫して東京には同學校を起し、稍其端緒を開き

たり、實に今日は前途安危存亡の繫る所自ら西洋を敵として先鋒に當らんとする者焉、其注意を怠るへけんや。

第五、今西洋と支那との關係を考ふるに、支那商人は歐米商人に比して資格上更に卓絶なるを覺ゆるなり、余と雖支那人を萬事に勝れてゐるとは思はされども、商法の點に付ては遙に西洋人の上に在り、信じて疑はざるなり、蓋此國や壓制の治下に厄せられて或は御用金を命せらるゝあり、或は嚴しき刑辟に論せらるゝあり、而して其教育主義や政治主義は孔子流に非すんは承知せすと云ふ邦柄なり、然りと雖其腐敗したる流儀は彼の商法上の元氣を屈服せしむることを得ずして、却て活潑なる支那人の事を成す處は商賣より外にはあらざりし、成程或場合に於ては詐僞偷盜等の所業を爲すと謂ふものゝ、商法上の契約に至ては實に鞏固なるものなり、余の如きも曾て諸國に使して其内部の事情を知るものなるか、現に北京の銀行に貨幣を預け置けは、露國との境界まで大略數千里の處を切手にて旅行することを得る等を見ても、以て其約束の確き申合せの行届ける一斑を知るに足るへし、且支那人の足跡の到る處、歐米の商威倒るゝの姿

にて米國又は新英蘭の如き支那人を入れぬと云ふは畢竟支那人と對等して商賣を爲すことの叶はされはなり又布哇國の如き亦將に支那人を入れざるの用意を爲さんとする所なるか是も支那人に負くことを恐るればなり既に香港の如き名は英領なれども大概商人の店は支那人の所有に非ざるはなく英人の店は只二三軒に過ぎざるなり

顧みて當初に遡れば港口を凌へ警察を置き店舗を開きたるは即ち英人なれども後皆支那人に分捕られて遂に破産したるなりされは香港は名のみ英領にして實際的の觀察を以てすれば支那人の領地たるに外ならずと謂ふも大失言に非ざるへし抑斯の如きは管に香港の一地のみに止まらんや佛領に屬するの柴棍と雖赤道直下マレー島の港角なる英領新嘉坡シンガポールと雖多くは支那商人の手と足とに荒されて今は其佛商も英商も若は土着の種族も概ね財産を耗盡せられざるもの幾んど希なり此故に余は豫言せんとす將來更に支那人と歐米人と何れか勝つか負くるか商工業の大戦争あることを免れざるべきなりと

第六 進んで日本と西洋との商賣の關係を論すへし現今の處木棉石油等の貨

物は多くは之を西洋より我國に輸入して以て邦人の需要に充つると雖是の如きの貨物は充分我國内に於て製産することを得るの見込みあり其筋の商人たる者最眼を此點に着けざるへからず但遽かに製造に着手すること能はざる者は思ふに羅紗と機械との二個なるへしと雖是ども能く基業を鞏固にして順序を逐ひ以て奮勵する所あらは直ちに製し能はざるへきも漸々進歩して遂には外品を仰かざるの域に躋ることなしとせんや余決して之に與せざるなり是諸君も亦恐らくは余と感を同するならん又手外より入る所のものは彼か如し我の出す所のものは如何と謂ふに生絲米茶等の産物の外別に是と云ふ貨物なきを覺ゆるなり我々は遂に是等の輸出物を以て自ら甘んずべきか否々米は其支那に於て生産することを知る茶は印度に於て歐米に供給することを聞けりされは何物か以て纔かに我輸出品の脈を繋ぐものぞ噫是惟憐むべきの生絲のみ我々の起臥する國の貿易の事態斯の如く其れ憐れなり何を以てか能く勇敢に西洋商人と鋒先を争ふべきや

斯く長々と論し來りて遂に第七日本と支那との商業の關係は如何なるやと云

ふ點を講究する場合に至れり。前にも述ぶるか如く日本商人は支那商人に比すれば、無論商法上取組の出來兼ねる商人にして、動もすれば彼等の銃丸に中てらるゝなり。残念千萬の至りと謂ふべし。然るに兎角我國の商人は支那人と云へば之を馬鹿にし、輕蔑するの傾きおれども、少く實際を考へ見れば、畢竟彼等に馬鹿にされ、輕蔑さるゝなり。元來我國商人の弊は歐米の商人を鬼神視して、其一舉手一投足も何となく薄氣味惡きの感を爲し、偶内地雜居の話を耳にするときは、憚々焉として危ふむの輩、尠からず。惑へるも亦甚し。實際歐米の商人は正面的に商法上の軍略を爲すものにして、左のみ畏怖するに及ばざるなり。寧畏怖すへきは、夫れ彼の支那商人乎。支那商人に至ては多くは正面的より商法の掛引を爲さず、隱然に我を襲ひ、我の血と肉とを吸ひ盡して、以て徐に引擧げ、或は唯一片の骸骨と爲りて始めて彼等の術中に陥りたることを發明する如きの奇談なしとすへからず。蓋支那商人は全身を擧げて是商ども謂ふべきものなれば、何も故意に我を困倒せしめんとて商法を爲すには非ず。自分も悟らす他人も亦悟らすして結局商賣の滋味は支那人に吸取らるゝ姿を致すなり。其然り然るか故に將來

支那帝國(人民に非ず)は亡ぶることあるも、支那商人は決して亡ぶることなかるべし。思ふに支那商人の眼中、君主なし、政治なし、世界中利の在る處は、即ち是彼等の在る所なり。前途坤輿の權力を左右する者、遂に支那商人乎。何となれば、商業上の權利を掌握する者は、總ての權威を指揮すべし。日本商人たるもの豈、猛省せざる可けんや。然らば今に於て如何の策を講じて、此支那商人に頼頼すへき乎。勉勵奮發は言ふまでもなく、肝要なり。雖亦夫の「チツイ」性質なるもの「ケチ」根性なるもの若は、容易に他の欺瞞に陥らざる、魂魄等の原素なくんば、到底天下最怖るべき支那商人に頼頼することは、容易ならざるべし。何故となれば、支那商人の長所にして、而も其常に慣用する所の武器は、此の「チツイ」根性若は「ケチ」なる性質に外ならざればなり。人或は此の「チツイ」又は「ケチ」など云ふ語を忌嫌するものあらんも、知るへからざれども、決してさる忌むべきことに非ざるなり。今余は日本語にて是等のことを表章する所の善き言葉を知らざるか故に、爰に止むことを得ずして、「チツイ」若くは「ケチ」と云ふ語を用うと雖、惡しき意味にて云ふものにあらぬこと知るべし。

上方地方
の特性

大阪商人
を頼らす
るにあら
す其性質
を頼らす

退守主義
を非難す

聞くか如くんは上方の地方特に當大阪の商人は其耐忍吝嗇即ちチツイ若はケチなる性質根性に乏しからず是誠に頼みとすへき事なり矧んや大阪は現に尙日本内地の商權を取外さざるの地位に在るをや嗚呼吾々の以て前途頼みとすへきものは夫れ是等の人々乎實に大阪商人の商業上の資格に適せることは東京人の企て及はざる所なり
併し適實に之を申さは余は大阪商人其物を頼みとするには非ず唯大阪商人の有する所の其チツイ若はケチなる性質根性をは頼みとするのみ今より此性質根性に活潑なる氣象を加へて以て之を利用せば永き月日を俟たずして夫の支那商人にも優りたる商人を造出すへきは火を観るよりも明なり余は斯く大阪商人の方々を稱賛すと雖夫の徒に退守主義を以て自ら足れりとするか如きは予は痛く之を非難せんとするなり退守主義を以て今日の苟安を偷み前途の大計を定めずして而して外侮を禦くに餘りわれは可なれども若し然らすんは則ち前途の大計を立つるの進取手段を執て大に奮ふ所なかるへからず今日の苟安小康を以て他日莫大の難苦に代へんとするは苟も大丈夫たる者の屑とすへ

諸君の相
續人

二代目を
誤らしめ
ざるの責
任

き所なる歟余は愈退きて愈弱るか如きケチ根性をは頼みとすることは出来ぬと考ふるなり斯く説き來れば是非とも重きを諸君に課して一臂の勞を請はざるを得ず但一概に諸君自ら今日衰退の商勢を挽回するの衝に當り呉れよとは言はず蓋諸君に續て起る諸君の相續人あらんされは責て其相續人だけは活潑なる商賈の勇者にせずは諸君の義務か濟むまじ見受くる所諸君の中多くは今より稽古を初めて斯うしてと責むるものなど重荷の様に思はるゝなり然るを強て諸君の身を責むるは恰も諸君か森に責むるに汝斯くせよ斯く頼むと云ふと同一の話柄にて到底無益の相談なるへしされど諸君の二代目の諸君はどうしてもかうしても此大役を避くること能はず既に此の大役を避くること能はずとすれば其二代目の諸君を誤らしめざる丈の責任は此に會したる諸君の忍んで受けざるへからざる所ならずや尤既に其筋に於ても一時補助費を出して大阪商業學校を扶くることあるやも計り難し加ふるに大阪府會や府廳にても力めて之を贊助し随分御世話か行き届くことなれども我々は此位のことにてよしと甘心すへき乎今日安危存亡の繋る時節に際會しなから偏に官衙の

御世話にのみ依頼して以て前途の策を立てんとするは、最^ニダメなる話と云はさるへからず。御世話も忝けないか若其御世話かなくんは諸君は夫れ之を如何んとせらるゝや、冀くは諸君篤と協議を盡されて慥なる申合を爲し、之を實業に表出して世人及余に見せられんことを。

第十六章 文部大臣と爲る(四)

學位の制度 教科書檢定 教育の保護 宗教及政論の地位

學位の制度

學位の制度 先生は明治二十年五月學位令の制定を奏請せり。學位を博士及大博士の二等とし、博士は法律博士、醫學博士、工學博士、文學博士、理學博士の五種とす。其學位は文部大臣に於て大學院に入り定規の試験を経たる者に之を授け、又は之と同等以上の學力ある者に帝國大學評議會の議を経て之を授く。大博士の學位は文部大臣に於て博士の會議に付し、學問上特に功績ありと認めたる者に閣議を経て之を授くることを規定せり。越て二十一年五月學位授與の典を擧ぐるに方り、先生

學位の必要

學識を備具するも仍學位を受くるの要

進みて説示する所あり、其大要に曰く

諸君 本日學位を授與するに儀式を行ふこと或は可ならんと思ひたれども、此事たるや外形に頼るを要せざるか故に別段之を行はず、但今日の學位授與は、其最始たるを以て學位令の旨趣及大博士選舉等に付少く陳述し置くは不要に非ざるへし。

學位令の發布は、一は國家の生存社會の秩序に關して其要を認め、一は學識備具者の爲其要を認められたるに由るなり、決して外國に學位の制あるか故に非ず、又本邦の往時に斯の如きものありしか故にも非ず。

諸君は已に學識を備具するか故に、或は學位を受ると否とは其身を輕重するに足らずとす、あらん然れども是其一身に限りたる考にして、國家社會に列し其上流に位する身は、後進の爲等に對して之を受けざるを得ざることを感すへし。今度授與したる博士の學位は、帝國大學五分科大學の學科に區分し、各科に就き五名つゝとせり、斯く同數としたるは唯各科の平均を得せしめんか爲のみ、今後と雖、一回若は數回尙同様なる割合を以て授與することあるへし。

大博士の學位を授與するには、文部大臣に於て是と認むるものを指名して、博士の會議に付し、其是認の後更に之を閣議に提出し、上奏裁可を経て施行すべきことにして、其典頗重し、而して文部大臣之を指名するには、凡そ一定の標準ありて之に則たるは適當なるべしと雖、今日之を確定するは甚困難の事情あるを免れず、故に大抵此標準なれば可なりと認め得べき普通是認の標準に由るの外に途なしとす。此普通の標準を立つるも尙多少の困難を免れず、日本の今日の形勢と今後三十年の後とは果して如何、又三十年前を回顧すれば、亦更に如何、善く當時の時勢を酌量して其標準を定めざるべからず、勿論、博士或は博士ならざるも、學識ありて公益ある大著述を爲し、人物優秀なれば、之に大博士を授けて可なるべしと雖、已に大著述と云へば、一の新機軸を出したるものならざるべからず、而して今日の時勢未だ斯の如き新發明の主義を著述し得る者多からざるべし、但學術上功勞ある者は少なからず、例へば王政維新以前攘夷の氣焔猛烈の時勢にも拘らず、洋學を研究し、世路の艱難を凌ぎ屈せず、撓立す、以て歐米の新學術を誘入し、以て世進を進歩したる者あり、是等は其學者一個人に取ては、學識深遠ならざ

るも、公益を爲す大なるものなり、又、洋學者に限らず、國學漢學等を研究し、其學力を以て大に世に公益を致せるものあり、是等の人は大著述なしと雖、大博士に指名して可なるべし。

又明治二十二年一月遭難の前十六日、即ち一月二十八日文部省直轄學校長に學位を與ふべき資格を説示したることあり、曰く

大學評議官に向て一言す、學位は博士と大博士とを問はず、之を授くるには、學力功勞著述の三個に就き充分其資格を査定するを要すべきものならん、然るに今日立ての經驗に依れば、單に學力にのみ偏するか如し、此三個の資格ともに相重んずるは、學問位地を正確なる基礎に置くの良方法には非ざるか、凡そ學位は之を受くる者の爲のみならず、亦其影響を以て社會全體に良結果を生ずるを期せざるべからず、云々。

教科書檢定 明治十九年諸學校令の改正に方り、師範學校の教科書は文部大臣の定むる所とし、中學校小學校の教科書は文部大臣の檢定したるものに限るべきことを定められたるに依り、教科用圖書檢定條例を定め、又教科書の供給は前緒を繼

承し、更に適實を求め、而して其地方に於て小學校教科用圖書を採定するに方りては公平ならんことを期し、其採定方法を定められたるは先生の規畫に係れり、先生は又倫理書の完全なるものを得んとし、能勢氏を採用し、倫理書を編せしめ、廣く朝野碩學の批評を求めたることあり。

教育の保護 徴兵令に關し、先生曾て論して曰く、徵集、猶豫の特例の如きは、百弊續出し、將に漸く壯者の雄志を傷害し、全國の元氣を衰耗せんとす、國歩の前進を妨礙するは、恐らくは之に過ぐるものなからん、夫れ然り、全國の男子をして盡く服従せしむべきは、勿論なり、然れども、當さに徵集に應せしむへからざる者、二あり、一は、老幼癡疾刑累等にして、兵役に服するを得ざる者、一は、智能に富み、技藝に長し、及學術を修め、國務に必要なもの目的ありて、兵役に服せしむへからざる者、是なり、然り、而して第二の不應徵集に屬せる者、其學校に在るに方ては、須らく兵式の操練を演習し、尙武の氣象を養成し、以て國民たるの分を守らしむへし、之を緊要とすと、今日の徴兵令に於て、官立府縣立師範學校卒業生にして、教職に在る者、六週間の服役を許可し、又一年志願兵の一便路を開きたるは、實に先生の首唱に係れり。

宗教及政論の位地 宗教及政論は教育上に少なからざる感化力を有するものなり、局に當る者にして適當に之を監制せされば、或は恐る宗教及政論の怒濤洶湧之を侵犯せんとするを、勢茲に至る、夫の人の子を賊はさらんとするも、豈得可けんや、故に先生は此二つのもの、教育に關する地位を區別し、其侵犯を許さざるを期せり、其旨趣は兵制上に於ける教育の保護に接し、之を論して曰く、

次に教育と學問との區別を明らかにし、政談、宗門の事に論及せんとす、教育とは、専ら學ぶ者をして他人の指導を遵奉せしむるものにして、其指導の方法に由りては、直ちに其人を利すると害するとの差別を生じ、學問とは、専ら學ぶ者の嗜好を以て、學科を撰擇し、之を攻究す、此區別を實際に付くれば、尋常中學校以下は、教育の範圍に屬するものとす、然れば、教育に従事するもの、注意せざるへからざるもの、數多なる中に、此二事あり、政治に關すること、宗門に關することは、なり、人文改進に伴隨して、法律、政治も進歩し、政治、法律に對する注意、觀察も亦周密と爲り、隨て其相互の間に、意向を異にして、或は政黨と云ふものを生ずるに至るなり、教員、其人も固より國民にして、國家の一部分を爲すものなれば、政治思想を絶

つこと能はざるは自然の事と做すも之を生徒に移すに至りては甚不可なり、教員たるもの己の本職に不親切にして政談會に臨み政談を爲し又は好んで政談を聞き之を間接又は直接に其子弟に及ぼさんとするものあらは最大切なる人の子弟を驅りて己の政黨に色染せんとするものなり、思想の未だ定らざるに乘して之を染上るは其何色たるを問はず甚不可なり、若斯く不親切なる教員あらんには直に免職して可なり、幸に此縣には斯の如き失體の教員之なき噂なれば念の爲一言するに止む、又宗門の事も政黨と稍其形跡を同ふす、夫れ宗教の心は深淺の差あるも人各之を自然に有し而して其外に發するや或は木石或は日星或は神或は道或は徳其歸向する所一ならず、其撰擇は各人の自由に存するものなれば、教員其人に於ては何に歸向するも國家に害なき以上は固より隨意なり、と雖若夫れ之を大切なる中學小學の幼年生徒に傳へ教ふるものとせんか、是未だ思想獨立せざるものを教員自己の信仰する所のものに色染せんとするものにして、更に學校教員の目的を辨知せざるのみならず、亦生徒の宗教心の自由發達をも妨害するものなり、斯の如き教員は須らく免職せざるへからず。

第十七章 文部大臣と爲る(五)

地方制度と教育制度との關係

先生の文部大臣の椅子に就くや學政上の設計を己の胸中に畫きて、諸學校令を定め之を實地に施設し、各地を巡回しては其施設の得失を考量せり、時に地方制度の改革あり、學政の之と伴隨せざるへからざる必要ありて、諸學制に改正を加へんと企圖したるは、實に明治二十一年の秋なりき、是年九月東京府師範學校を視察し、東京府議事堂に學校關係の職員及府會議員新聞記者を會同して、諸學制改正の大意を述べたり、當時國務大臣にして公衆の前に演説したるは、實に其嚆矢なりとて、大に世間の歡迎を受けたりき、次に奥羽各地にても諸學制改革の止むへからざるを説きたり、左に掲ぐるものは乃ち東京府議事堂に於ける演説の要旨にして、奥羽各地に於て説示したる所も亦之と軌轍を同ふするものなり。

諸君 余は言語に拙なるか上に意見を細密に陳述する能力に乏しきか故に粗漏に失することあるへし、願くは唯微意の存する處を聴取し、若や要點に付疑の

起るあらは忌憚なく更に質問ありたし而して余の意見は本職たる學政の事に限るへきも亦一國の教育は一國を組織する所の現象の一にして且重要なるか故に國家の組織の之に關係あるものより少しく説出さるを得ず。我國勢即ち國の事情は如何にして今日の地位に到れるや又前途如何なる勢力か之を左右すへきや此問題は實に重要事件にして吾人の沈思を要す最徒に此間に應ずるのみは難きにあらす乃ち外國の勢力なりと答へ得へし唯此間の起因に溯り深く思ふへき所の點は尙存するなり各國の國勢は各國相互に牽連して之を形成するものなり而して其互に受くる所の刺激の如何に至ては歐米諸國に在りては其經驗已に久しく自ら判するに難からず我國は外交競走の間に列して日尙淺きか故に我國勢は前途如何なる地位に達すへきやを細密に想像することは事困難なることなりと雖假に理想を以て相其地位を畫くものとせんか我日本の國力人民の智識氣質國風習慣其他の事項を總合して觀察し大體に於て日本將來萬國の間に介立し獨立國たるの地位を永遠に鞏固に保持し得ること蓋難きに非らざることは斷言し得へし然れども縱令現在の國勢は

充分獨立の有様なるにもせよ又其特種の原質は尙未だ大に勢力を保つとするも之のみを待みて我國勢を永遠に維持し獨立を鞏固に保有し得へき乎深く慮る所あるを要す願ふに大政維新以來茲に二十年國人能く朝廷の盛旨を奉體して盡力し國家は爲に進歩せり然れども前途尙遼遠今僅かに其歩を進めたるのみ將來の進路は愈益艱險たること須らく豫期すべく而して之に對して用意すへきもの多しと雖特に各人各家各村各郡各縣皆其範圍に屬する事業を確かに爲し得るの用意は其主たるへし而して之を爲すの方法に至ては千緒萬端にして皆之を舉行せざるへからずと雖歸着する所は自理の一點に在り抑自理の實を擧ぐるに如何にすへきや之を内外の實驗に徴するに各國其沿革を異にするか故に其揆一ならずと雖今や我國勢に應ずへき方法を取らざるへからず而して好奇に類するものは須らく忌避せざるへからず好奇は多くは外患を慮らして内情に乗せんと欲する者の所爲に歸するものなり彼の米國獨立の業を成したる人の如きは好奇の最少き者なり米國當時の人口僅かに三百萬而して老幼婦女の數は其半を過ぎたりと雖三百萬人一身の如く皆饑を忍ひ渴に堪へ熱

心其獨立を計りて遂に之を成せり而して今や我國勢如何を顧みれば米國昔時の如き外患目前に切迫せるに非すと雖其實は形體を異にする所の外患は腹背に充滿す決して好奇を事とすへき時機に非らざるなり然るに其形體を異にするの故か世間追々好奇に傾く者あるか如し眞に憂ふへき事なり此外患に應ずる必全國の同志協力を以てせざるへからず而して之を爲すには各人各家各村各郡各縣皆其範圍相應の責任を盡し以て國家全體の勢力を強くせざるへからず言を換へて之を言へは一國獨立の名實を保たんには自理の精神各人各家各村各郡各府縣決治するに非されは爲し難きものとす唯患ふへきは輒もすれば外患の切迫せるを知らず目前の好奇に眩惑せられて肝腎なる國家の長計を思はざることは是なり本年發布せられたる市制町村制を見るに其目的とする所は地方の自理に在り即ち日本帝國をして萬國の間に介立し獨立の名實を保持せしむる所の基礎と爲るものなり前に述べたる所は今將さに述べんとする事項の序文なり抑教育は職業の如何を問はず各人必須のものなり而して我國の學政は政黨の種類信仰の流派等の

如きものに左右せられ得へきものに非らず蓋教育とは丁年未滿の者を正確の人物有用の器に養成するの謂なり故に教育の眼中政黨宗派等なし然れども學政は時勢に伴隨して運動せざるへからず乃ち外勢に適應せざるへからざるものなり故に國家獨立の事業を擧ぐんが爲に學政を行ふものとせば今將に實施せられんとする所の地方自理の制度に伴隨して之を行はざるへからず時機恰も好し是則ち教育の眞業を爲し得るの時機なり如何となれば眞の教育を受けたるものは慈善を施すの人と爲るとも慈善を受くるを耻とするの人物たらざるへからざればなりされは各地方教育の方法も亦此精神に基き定めざるへからず而して各町村府縣皆其區域に屬する學校の維持を引受け各區域の責任を全ふし以て他區域の救助を受けざるを要す凡業務を成さんとせば其事の如何に拘らず其業に當るへき人を精撰すること緊要なり乃ち如何にして其人を推舉し如何にして之を据付くるか如何なる人をして之を撰舉せしめ又据付しむるか又主任者の撰舉及据付方結了するも其人に隸屬すへき人の撰舉及据付方は如何にすへきや又此撰舉を行ふに方りて

公平眞實ならしめんには如何にすべきや又爾後其人の職務に忠實なるや否を
 檢閲するには如何すべきや、一々其標準を定むること必要なるへし、殊に地方自
 理の精神を貫徹せんとするに當ては、教育の事業に方る人の任用及管理は、間接
 直接至重の關係を有することを忘るへからず、今先づ其任用法に付、愚案の大意
 を述べん、府縣立郡區立町村立學校の校長の撰舉は、其之を管理する區域の行政
 長官即ち府縣知事郡區長町村戸長か之を推舉し任免するは固より當然なりと
 雖、或は長官の探知し得ざりし缺點又は見聞に觸れざりし事情ありて撰舉を誤
 るの虞あり、例せば東京府に於ては東京府知事をして府立學校長の撰舉に過ち
 なからしめんとせば、爲に相談役を設け其相談役の是認するものに非されは任
 命せざるの制とすることを要すへし、而して如何なる人を以て其役に充つべき
 か、今日に於ては府會常置委員ならん、然れども元來府會常置委員は、地方税を以
 て施行すべき府治百般の諮問に對するを以て職とするものなるか故に、教育者
 を撰ぶことに付ては適當なる委員に當むべきも當らざるべきもありて深く頼
 みと爲すを得ざるものなり、故に余は東京府教育會を設置せしめ其組織を正確

にし以て此機關たらしめんことを欲す、乃ち之を組織するには(一)府下に土地家
 屋を所持するもの(二)或年間府下に於て教員たりし者(三)或年間教育の爲に盡力
 せし者(四)學校の爲に寄附行爲を爲したる類、教育に篤志の者を以て資格を具備
 するものとし、之に限りて入會するを得ると定め、而して此會員中より常置委員
 とも云ふべき少數の代表人を撰舉せしめ、以て學校長撰舉の諮問に供し、其是非
 する所に由て決するを可とす、又郡區長戸長か其管理區域内學校長を撰舉する
 に方りて其區域内の教育會に諮問すること府の例の如くせん、斯の如くして學
 校長を撰舉し、其人を任用したる以上は安心して其職務に従事せしめ、而して懲
 戒若は刑事裁判を受けたるか、又は隨意の辭職、又は非常の榮轉に非されは、其任
 を解くへからざるものと定むるを要す、學校長に直隸する職員の撰舉法は、現今
 師範學校に於て行ふ所に則るを可とす、即ち教頭幹事の撰舉は、校長に委ね、而し
 て教頭は教員を撰舉し、幹事は書記舎監を撰舉し、書記舎監は各部下に屬する備
 員門監を撰舉すること、校長より教頭幹事を撰舉する例に依るべきものとし、決
 して此順序を直接にも間接にも亂るへからざらしむへし、若然らずして上司よ

り命令干渉するあらんには、情弊を生じ、相互に其責任を全うし得ざるに至るへし。此撰擧法は實は一年以來各所の學校に於て之を實行し、又文部省に於ても現に實驗して其成果は愈是なりと認めて可なる迄に至れり。且此撰擧法は今回發布の地方自理の制度に暗符する所あるか如し。

今日余が一覽したる府立中學校師範學校に就き一言すへし。中學校は豫想したりしよりも可なりと雖、未だ不完全を免かれず。さて突然の事なれども府會議員に向て問はん。諸君の内幾人か該校を實見せしや。又幾時間力を其事業實施の爲に費やせしや。而して如何に該校の事情に就き感覺せしや。文部大臣は固より地方教育の責に任し、府縣知事は直接に之を管理すと雖、府縣會議員は最親密なる關係を之に有するものなり。諸君に向て此問を發したるは疑念少く生したる所あるか故なり。師範學校に就き余か耳目に觸れたる事は各教室に於て直に示し、或は主任者に話し置たれば之を複説せざるへし。

夫れ東京府は輦轂の下に在り、且文部省に接近して地方教育の模範たるべき所なり。然るに府下教育に對し責任あるものか。教育の源泉とも云ふべき師範學校

事業の擧否如何に注目する未だ親切ならざるの状あり。教育の事は決して役人の手のみを俟て發達すへきに非ず。府會議員の如き直接に府下教育に關係ある人及有志有力家は總て同心協力其進歩を謀り以て當局者をして本職を盡すことを得せしむべきものなり。諸君にして此勞を厭はんか。府知事は如何に勤王家なりと雖、師範學校長は如何に憂國家なりと雖、善く教育の實効を擧ぐることはざるへし。又一般教育に就き往々讀書算を以て教育の正面と誤解するものあり。教育の本分は主として正確なる人物を養成するに在り。此事は此席に列せる小學教員は特に注意あらんことを企望す。

以上言語不充分、余の意を領會せられざりしこと多からんと信す。若今陳述せし所は勿論、其外教育に就き疑問を抱く人あらば、願くは時日を定めて余か門を叩かれよ。

由是觀之は、先生は地方制度の改良に伴隨して、教員を市町村の自理に委するを止むを得ずとするも、其之を施行するは自治體の機關に屬せずして、教育上特別の機關に屬することを望めり。蓋其規畫する所果して當れりや、否や之を知らずと雖、己

の抱負を以て諸學校令を立按し之を施行し己の目的を達せんか爲には部下の官吏を各地に派遣して大に地方當局者を董督し又は身自ら各地を巡回して學政の必要を鼓吹せり府縣知事郡區長教員に對し直接に學政の進歩を促せり時として之を嚴責せり學校生徒の歡迎に逢へは雨天にも腕車の幌を下すことなくして喜ひて答禮したりき學校兒童の運動會に臨みて雨降るときは兒童と俱に衣を濡すをも厭はずして之を見たりき他の言説教育に涉るゝは寢食をも忘れて且談し且聞き瞬時も倦怠の色を顯はさず在職の僅かに三年有餘或は一二完整せざる所ありとするも教育制度に於て模範を掲げられたるは亦豈偉なりと謂はざるへけんや。

第十八章 信仰自由論

信仰自由は近世文明の一美果にして今や其可否に就て一點の疑似を容れず蓋本心の自由は人心の内部に存するものにして固より國法の干涉する區域の外に在り故に政治上の威權は教門無形の信依を制馭するの權能なきは論なきのみ然れ

とも明治の初年百般の政治草創に屬し而して之を闡明するに違あらざりしか故切支丹禁制の榜示は全國を通して行はれたり此時に方り先生歐米に航し且米國獨立の憲法に於て明らかに信仰自由を宣言せられたるを知悉す依て默視するに忍びず信仰自由の説を倡へり今日に於て信仰自由の説を聞く殆んど之を怪しむものなし明治初年に於ては事頗新奇に屬し交之を是非するのみならず信仰自由を説く者を以て耶蘇教徒と見做せり信仰自由か憲法の保障せらるゝ今日に於て先生か耶蘇教徒たりしや否やは殆んど講究の必要なしと雖他日先生か奇禍を招きたる原因に溯るときは之を辨明すること無用の勞にあらずとす先生か信仰自由を主張したるものたることは左に記載する論説に於て明らかなるのみならず教育の範圍に宗教の分子を注入するを恐るゝに至ては先生か文部大臣として各地に注意したる所と始終一貫毫も變することなし但此論文は原と英文を以て記述する所にして友人某の翻譯に係る茲に原文を携ひさるか故に對照校正の便を缺くを以て要領を記するに止めたり。

人事に關して重要なもの、中信仰の自由は最大緊切なるもの、一なり凡て文明諸國に在りては本心の自由特に信仰の自由は管に人間天賦の權利として之を尊重するのみならず萬般の文明進歩に於ける一大基本として之を尊重せらるゝものたり。

顧みて帝國の歴史を閱するに其成立に於て光輝の燦たるものあるに拘らず此神聖なる權利を認識したるの痕跡を看出す能はざるは最痛憾とする所なり特に今日文運の駸々として進行する間に在るも人民は此緊要なる問題に向つて殆んど全く講究することに注意せざるは何ぞや。

元來空想意義なき説を奉信し民には總て知らしむへからすと云へるか如き奇怪なる薰陶を受けたる者にして人權或は本心の自由の説の如きを聞かば啞然として畏るべきを感せん夫れ然り當今の勢我政府と雖遽かに此新思想を實際に適用するを得ざることあるへし是を以て新思想の光明に敵せる偏見無學の勢力は力めて之を打破し政府をして實際に適用せしむるの先鋒たるは是目下の急務なりとす。

我が教部省は公衆に對して未だ曾て人民の信用を得たるの結果を表せざるなり惟然るのみならず神教と佛教との二個の相反目する宗教を同一管理の下に結合せんとするの政略も其結果吾人をして敬服せしむるに至らざりしなり而して人民をして其創起に係る宗教を奉せしめんとするの計畫を非難するあるも過酷と云ふへからず蓋此の如き計畫は神聖なる本心の自由を輕視せるのみならず之が爲に人の神靈を壊滅せんとするものなればなり凡て人類は各其意思と行爲に就き神に對して自ら責を負ふべき者なり故に是等の責任の認識と行爲の自由とを褫奪せらるゝに於ては最早正當の意義を以て人間と稱すること能はざるなりされは現今我國に於ては政府の威權を以て新宗教を創起することは道理の光明に照して奇異たるを免れず蓋信仰は無形なり誰人にも之を賣却する能はず之を強迫する能はず之を詳言すれば吾人は各自獨立して信仰の幸福なる生活を享受し以て眞理を達觀するを得るは靈知靈能なる人間の天職とす。

宗教は時勢に適せんか爲に時々變化する者なり博識なる亞米利加の哲學者エ

マルソン氏言へることあり。曰く吾人の偽教と稱する宗教も一時は眞教たりき。且良心の見認に出て當時の悪弊を矯正するものたりきと。反對論者は目下我國の狀勢に於て人民をして外教の畏るべき影響を被らざらしめんか爲、相當の處置を施すへしと主張するものあらん。既往に於ける耶蘇騷動の事實は、痛く人民の腦裡に染着し、外教は善良の部分をも有するに拘らず、其善惡邪正を取捨判別する能はざるを理由とし、其侵入を非とするものもあらん。已に耶蘇教と云へば、諸般の害惡と同一の意義を有するものと思惟するは一般人民の狀況なり。耶蘇教か我階級的組織の社會の間に不和を惹起すへき基因となるか故に、國體上に取て危険なりと爲すものあり。又耶蘇教は無用の紛擾を生し爲に我國の進歩を阻止するものと爲し、謙退の體裁にて反對を唱ふるものあり。又其他種々の理由に依て反對説を唱ふるものありと雖、要するに其主なるものは右に述べたる如し。予は以上の反對論に答辨し、其説の道理に合はず、且毫も價値なきことを證明せん。

第一に擧げたる反對論は、西教は、害惡、迷信、たり、との論點に歸す、故に、若西教をし

て、至善、至美、ならしめ、之を我國に入るゝに於て、異論、ある、べき、筈、なし、然らば余は反對者に向て西教の性質の如何を了知するや否やの問題を發し、其論點の誤謬を指摘するを以て良方便なりとす。

又他の反對論者は曰く善惡の判別を爲すことなく、西教を容るゝは非なりと、然れども宗教に於ける其善惡を判別するは、至大、至難、の問題なり、之を決する果して何人なるべきや、若之を成遂げんと欲する者あらば、是耶蘇其人と殆んど同一の性質を有する者たらざるへからず、蓋何人たりとも他人の爲に宗教の善惡邪正を判断するは、他人の權利を蹂躪するの罪を犯すにあらすんは、之を爲し能はざるものなり。又政府にして自ら之を決するものとせん乎、其職務を濫用するものなり。人民か自然に享受すべき權利を保護するは、政府に屬する責任中最重要のものたるに拘らず、吾人天職の權利に對して兇暴を強行せんとするは、政府設立の目的に非ざればなり。

第二の反對論は、西教の侵入は、吾人の社會上に不和を生ずるとの空想的恐怖心に基つくものなり。論者の言の如きは、或は之をわらん、然れども、是一時の不和のみ

且夫不和なる者は却て社會に幸福を與ふる場合多きに居るは古來其例少しとせず如何となれば社會は之に由て智識を發達し道德の基礎を固うすればなり抑宗教なるものは全く個人的の信仰なるを以て政府又は他の勢力と雖他人の懷抱せる宗教の信仰を許否する權力を有することなし蓋他人の思想行爲を命令指示するの權を有するものあるなければなり然るに擅權横暴の徒此權を行ふこと屢なるは實に痛歎に堪へざるなり

第三即ち最後の反對論とする所は西教は紛亂を伴へる傾向ありとし之を豫防せんとするの意に出つ凡そ事慎重を旨とするは最緊要のことす如何となれば吾人の目的を遂行せんか爲に行ふ所の注意は其成功上に與りて力あるものなればなり然れども一事業を企てんとする意思を禁制するの慎重は慎重と云はんよりは寧之を怠慢と云ふべきのみ

夫れ人の權利を承認保護する所の法律を制定すること及教育の制度を完成し人民の品位を高尙にし完全なる法文の力を藉らして道德上の力に依り充分に其固有の權利を保護するに至らしむるは文明進歩上最慎重を要する所とす

成文律は充分に信仰の自由を保護せざるへからず即ち第一宗教に關しては公然國法に觸れざる限りは一切自由信仰の爲充分の保護を與ふること第二政府に於ては凡て各の宗教に對し毫も偏頗なきこと第三宗教上の信仰及儀式の異なるより發生する紛擾に對しては保護すること等是なり此事項を酌量し紙尾大日本帝國宗教自由信仰草按を付す閣下若高覽を賜は幸甚抑進歩と云ふは改革と實驗とに依り始めて成功すべきことを記憶せざるへからず是即ち自然の法則たり社會改革の利益は我同胞人か數世紀間に於て充分に實驗したることなり特に過去二十年間に實驗したる所にして何人と雖此明白なる事實を拒否する者あらざるへし且信教自由の如き人間の爲に最緊要なる事項に無頓著なるは神聖なる人權を蹂躪する暴行を默許するに等し吾國民をして自由の生涯を得せしめんか爲には吾人は確乎不拔の精神に照して凡て吾人の賣買讓與すへからざる權利を安全強固たらしむへし善を勧め惡を懲すは何人にも害を與る者に非ず善良なる法律は治者被治者の爲に安全なる教導者にして之に依つて治者は最良の特權を享有し而して被治者は完全なる自由を享受するを

得へし。

法律の外、文明進歩の準備上、他に必要の元素あり、即ち吾人の權利を鞏固ならしむるの効ある教育の施設は、元來法律は吾人の爲に自由を興るものなれども、自由安全の厚薄は普通教育の隆替如何に關す、教育上に心を用ゐるの緊要なることは明白なるものにして、吾人の現今の地位は畏るべき大任を負へること、を充分に察せざるべからず、吾人は國民の運命を形成するの職務を負ふ者たり、加之吾人の勢力は亞細亞洲内の他國に波及し、彼等をして則る所わらしむるや、疑なし、吾人は豈此正當なる方針に向て銳意奮進せざるべけんや、凡そ人間社會は人間固有の地位に達せざるときは、文明開化に達すること能はざるものなり、西人曾て言へり、無教育の人間は正當の意味を以て之を人間と稱する能はずと、又曰く、教育は吾人の唯一の政治上安全なる磐石たり、其外部は凡て大洪水なりと。

尙教育施設の性質及範圍に就きて一言せん、即ち教育に向つて特別な宗教上の勢力を存せしめざるべく、又其範圍は社會の種族男女の區別なく、學問を普及

せしむるを目的とす

前段已に述べたる如く、宗教の信仰は眞に各個人の信仰に出て、毫も政治上の權力に屈服するものにあらざるべし、故に教育の施設上に宗教を入るべし、國家が正當に爲すべき職掌に屬せざること論なきのみ、教育に關して政府干渉の不可なるを唱ふる論者あり、是等の人は、教育は全く一個人の私事に關するものにして、道理上無教育決して不可なきを主張せり、余は世間の兩親及後見者か各其義

理に忠實なる限は、敢て此説を駁するを好まざるなり、若し國家凡て犯罪人を罰する權、即ち之を換言せば、強暴に對し、人民を保護するの權を有するならば、國の平和を維持する爲にも、亦同一の權を有するものなり、夫れ國家の責任は、學術工藝上の智識の普及を計り、開明の強固なる基礎に依り、平和を維持し、以て人間艱難不幸の根源たる文盲の賤むべき勢力をして、自然消失せしむるに在り。

人民の智識を普及するは、或特殊の人民に限り、爲すものと思考すべからず、男女に拘らず、一般各人をして之を受けしめざるべからず、尤教育を受くる機會は各

人の年齢及職業如何に依て各々變更すべきなり。是を爰に詳論するの必要なし。雖人民一般の改良進歩の爲事情を酌量し各種必要の智識を與ふるの方便を採用するを要す。

斯くの如くして吾國民を敏捷なる學者と爲らしめは其結果他國人民に對し慈善なる教育家と爲り愉快なる朋友と爲り幸福尊榮の生活を爲し得る境遇に至ることあるへし終りに臨み閣下此重なる問題を熟考し且公衆の爲に最善良なる方法を實行せられんことを希望す。

以上開陳したる鄙見中若忌諱に觸るべき者あらん乎謹んで茲に閣下に對し其尊敬と眞實とを缺くの致す所に非ず全く吾國人民の利益と幸福とを希望する熱心の極茲に至りたるに過ぎざることを證言せざるへからざるなり閣下其れ之を諒せられよ。

大日本帝國宗教自由信仰草按

宗教信仰の事に關しては個人の自信する所に從ひ之を決行すへし決して外部の暴力を以てすへからざること勿論なり一個人或は社會は宗教に關する意見

信仰自由
法按

若は説明を強て他人に奉せしむる權利を有せざるなり政府に於て特殊の宗教に保護を與へ之か爲に生出したる不幸は萬國の經驗上に徴して歴々たる所に於て吾人の目的は我國民をして此不幸を免れしむるの目的に外ならざるなり。大日本帝國政府は直接間接を問はず自今其領國內に於て自由信仰を禁するの法律を施行すへからざること又如何なる教派たりども其國の法律に抵觸せざる限りは地方廳或は政府の權を以て干渉すへからざること又帝國の法律は宗教の制度を他の社會の制度と同一視し區別を立てざること又或は特殊の宗派に地方或は國の官權を以て特權を與へざること又政府は法教上の尊稱或は階級は教門の徒に授けざること又帝國內に於て宗教上の仇怨を惹起すべき行爲は一切之を禁すること。

信仰自由の必要を説くこと斯の如きのみ而して教法と社會との調和を保たんか爲には教育を以てせんとしたるなり若夫れ信仰自由を説くを以て耶蘇教徒なりとするは妄斷のみ。

第十九章 罹禍

二四〇

薨去 論斷

薨去 紀元節は帝國の祝日なり、帝國憲法の發布せられたる明治二十二年の紀元節は、實に帝國臣民の永く記憶すべき大祝日にして、朝野均しく斯光輝ある新天地の顯はれ來るを歡呼したりき。然るに何ぞ圖らん先生は大盛典に參列せんとして大禮服を著けたるまゝ、兎及に罹らんとは、先生此日服裝を爲しつゝ、ありしに、西野某と云ふ者、官邸に至り謁を求め、大臣を途に要撃せんとするものあるの一變報を傳へんことを乞ふ。先生は時迫れるの故を以て、秘書官をして代て面せしむ。某は云へり、事重大なり、直接に大臣に謁するにあらざれば、吐露し難しと、堅坐して動かす。警衛は禍の蕭牆より起るを知らず、却て某の言を信し、道路の警戒に意を注けり。時已に迫り、先生駕を戒しめて參朝の途に上らんとするに方り、某は閣下は大臣なりやの一語を發し、然りの一言を聞くや、其間髪を容れず、某の兎及は先生の右腹に刺され、而して賊は屬官座田重秀の正當防衛の利及に斃れたり。是に於て朝野愕然。宮廷は特に典醫に命じて治療せしめらる。家人も亦人力のあらん限りの方法を醫術

大禮服を着けたる
兎及に罹る

奇蹟奇史
を汚す

に求めたるも、遂に其効なく、明治二十二年二月十二日を以て薨去せり。時に年四十四歳、其臨終のとき黒田氏は其病牀を訪ひ慰藉して曰く、憲法發布の大典は圓満なる歡呼聲裏に畢れり、請ふ安んせよと、先生は苦悶の中に笑を含みて僅かに頷したりしと云ふ。嗚呼、明治の昭代、然かも大憲九霄より下るの祝日に於て、此奇禍を以て青史を汚す、何ぞ其れ慘なるや、我允文允武なる天皇陛下は深く之を惜ませられ、殊に生前の功勞を追賞せられて誄冊を賜へり。

多年職を外交事務に奉し、尋て内閣の樞機に參し、教育の大任に當り、精を勵し、職を盡す。茲に溘亡を聞く、曷ぞ追悼に堪へん、仍て正二位を贈り、併て金幣五千圓を賜ふ。

玉璽

明治二十二年二月十四日

此七十一字は先生の生涯を記して復餘蘊なし、蓋死後の光榮として荷ふ所、亦九原の下に天恩を謝したるへし。是月十六日東京青山の墓域に葬る。儀仗兵柩を護し、而して國務大臣、樞密顧問官、各國公使、各勅任官、文務省奏判任官、及帝國大學、文務省直

死後の光榮

轉諸學校學生生徒華族紳士凡識ると識らざると先生を追悼するもの皆之を送り、道路絡繹拜觀するもの塔の如く、而して凶砲の煙は人生の敢果なきを示し、衆哀涙を催せざるはなかりき。

論斷 先生は既に死せり、此傳亦茲に筆を擱くべし、然れども先生罹禍の顛末を叙して其冤を雪くは著者の責なり、著者の任なり、抑、賊西野の兇行は先生を以て伊勢大廟に對し敬禮を失したることありと爲し憲法發布の大典に參列せしめさらんとしたるなりと云ふ、嗚呼、何を冤なるや、先生は固に不敬を行ふ人にあらず、知者は皆能く之を知れり、世人は賊の斬姦狀と云ふものを妄信し、而して先生の人と爲りを討究せず、此兇賊に愛國者の名を付し、莊重なる葬儀を行ひ、山口縣貴顯某の如きは匿名を以て弔慰金を贈るに至り、而して座田重秀の正當防衛は疑はれ却て誣罔無實の斬姦狀は一時厚遇せられたり、是非曲直の顛倒斯の如く、其れ甚しきは、今古未だ見ざる所なり、先生の友人福澤氏の主宰する時事新報の説は頗要領を得たり、亦固に先生の冤を雪くに足る、乃ち茲に録して曰く、

森文部大臣は負傷し養生叶はず、遂に去十二日の午後十一時三十分死して

本日其葬儀を青山の墓地に營むと云ふ、誠に痛まじき次第にして我輩は獨り大臣一人の爲に悲しむのみならず、我國文明の爲に有爲活潑なる一個の若政治家を失ひしを惜しむ者なり、蓋大臣を刺したる行兇人は西野某と云ふ者にて其所業は一時の狂に似たれども、生理學上の喪心者にあらずして、視聽運動等尋常の感覺を存したるは事實に於て明白なるか如し、又此者か大臣に對して私怨私恨ありし跡も見ず、されは彼か斯く迄に決心したるは、何か心に固く信する所の主義ありて大臣の所爲意見か其主義に反對するものなりと認め、嫌忌憎惡の一念次第に増進して自ら制する能はず、遂に事の茲に及ひたるものならん、抑、大臣は少年の時より西洋主義の教育を受け、近代改進黨の一人と呼ばれ、又自らも任したる人物にして平生の言語總て文明流儀なるは無論之に加ふるに天性剛毅率直の氣に富みて敢て他を憚らざるの風なれば、古流古主義の眼を以て之を見るときは其言行時としては不愉快なることもあるべし、固より珍からぬことにして、古今東西新主義の將さに行はれんとする時に方りては、新古雙方共に多少の不愉快不満足なきを得ず、唯、此際に要用なるは雙方縱令主義を異にするも

互に相知り其言行緩急粗密を問はずして其心事の所在を視察し以て互に相和するか縦令和するに至らざるも互に其獨立を許して相干渉せざるの一事あるのみ然るに今此行兇人は大臣の平生を知らず其心事の所在を詳かにせず唯自家の信心に熱して敢て他を害し太平の天地に殺伐猛惡の技を演したり之を何とか云はん我輩は特に此者を惡むのみならず内にしては我日本社會の爲に之を悲しみ外にしては文明國人に對して聊か愧る所なきを得ず今更言ふて甲斐なきことなれども此西野某か偶然の縁を以て兼て森大臣の家に出入し親しく大臣の言を聞き又其舉動を目撃することを得たらんには僅かに數週間の交際にて談笑の間に互に心事を解して暗殺などの念を發せざるは無論縦令既に其念ふるも忽ち消散して自ら悔悟すへきや萬々疑あるへからず前年島田一郎か大久保内務卿を刺したるとき或人の説に惜しい哉一郎か大久保の家に食客又は幕賓たること一箇月ならんには此大變事はなかりしものと云ひしことあり蓋此言は今度森大臣の事變に就ても適用すへき者なるへし又先年攘夷論の時代に洋學者流の身は最危くして暗殺の用心毎度のことなりしか今日に至

りては洋學者も攘夷家も共に一所に混同溶解して隔意なきのみならず現に某先生の如きは前日の暗殺を謀りし人物と親しく交を結び當時吾々は先生を刺さんとして何れへ集會を催したることありと云へは先生は全く其事情を知らずして卻て某日其處の不慮に備へたりされは是は無益の心配なりしか杯とて今は却て一場の快樂談事と爲りて互に舊時の大間違を笑ふことさへありと云ふ人の心の同しからざるは猶其面の如し此同しからざる心を以て一社會の中に群居し能く其安寧を維持して無事太平なるは唯人々相互に其心事を知るか故なり人間世界の禍根知らざるより大なるはなし西野の如きは唯自ら己を知るのみにして他を詳にせず以て身を殺して罪を社會に得たる者なり故に我輩は今同森大臣の不幸を吊し行兇者の猛惡を惡むと共に尙將來を思ひ人智進歩社交發達の功德を以て人々互に相知り國中に殺氣を一掃せんことを祈る者なり

時事新報の論斷は極めて公平なるか如し其他は大抵事實を審かにせずして論斷したるものなれば未だ以て満足すへきにわらず抑此兇變の源因は其大體に於て

は時事新報の説已に之を悉せり。余輩復何をか云はん。唯本編を終るに當りて一言の已むへからざるものあり。

本領の存する所

先生は少時海國兵談を讀み中外の大勢に通曉せんことを務めたり。已に大勢に通曉せり。而して國運の振興せざるへからざる所以を知れり。故に英米諸國に在るや種々の問題を發し以て該國諸家の意見を求め之を情理に原つけ之を史蹟に參し而して新改翼賛の規模を成せり。國運振興の工夫を以て一に教育の範圍に委したるか如きは最其本領の存する所不幸中道にして已ぬると雖其準的を立て模範を貽されたるの功績に至りては奕々乎として天壤に磨せず。若先生をして之に年を假さしめは其功績亦豈此に止まらんや。蓋其教育主義は史蹟に源本せり。所謂國體教育主義是なり。其説に曰く我國萬世一王天地と與に限極なく上古以來威武の輝く所未た嘗て一たびも外國の屈辱を受けず。而して人民護國の精神忠勇恭順の風は亦祖宗以來の漸磨の陶冶する所未た地に墜るに至らず。是即ち一國富強の基を成すか爲に無二の資本至大の資源なり。是國史の成立を以て教育の基礎と爲すものにあらずや。惟に厥初に當り其洋學の説を取り以て時目を警醒したるは時勢

の急にする所實に已むを得ざるに由る。世或は先生の本意の在る所を審かにせず。直に其洋學の説を以て我國體を傷らんと曰ふか。如きは誣妄も亦甚しと云ふへし。夫れ先生は蓋に洋學を以て成立せり。然れども其成立する所に僻し。而して私説を逞ふするものにあらず。蓋亦豪傑の士なり。固に文王を待たずして興れるもの豈自國を忘れ而して獨り他國に取るものならんや。先生の事蹟に於て教育事務なり。外交事務なり。凡其規畫する所以のもの識者以て不是と爲す乎。若其細を捨て、其大を取らば余輩は固に不可なる所なきを信するのみならず。轉其卓識偉論に欽服せんとす。世哲人あり。其れ余輩の言を以て阿好と爲さらんか。

森先生傳終

附 録 (其二)

左の一篇は臺灣日日新報記者柄内正六君の爲に先生の逸事を口述し而して同君は談話體に筆記し同紙上に掲載したるものなり本編と重複の點なきに非すと雖聊か修正を加へ併せ録して闕漏を補ふと云爾

森先生の半面

相識の始

私が始めて文部省に出仕したのは斯うつと明治十八年の六月即ち森先生が未だ文部省の御用係で有た頃です其頃の文部卿は今の大木伯でしたが當時は總て文部卿海軍卿杯と卿と言ひましたな其れが同年の伊藤内閣の時分に大臣と改まりて先生が始めて文部大臣と爲つたです其後十九年の六月に先生は山口縣からして山陰道を経て石川縣の方に學事巡視に行かれることゝ爲つて僕は其隨行を命ぜられたです不幸にして先生は父君の病氣の爲に其行を果すことが出来んで僕は辻次官に隨行して巡視しました僕が歸て來てから其當時の巡視日記を大日本教育會雜誌に出しましたが此がつまり久保田讓君木場貞長君などの紹介に依り先生と相識る緣故の發端と爲つたです

二十年の夏になりまして第二高等學校の位地を選定する事がありました先生は其選定の爲に東北に出張することゝなりましたが僕は其時に隨行して宮城縣に

行た即ち先生と相識る第一の緣故です。

其年の九月に第三高等學校の開校式が有つた。先生が其れに臨席されることに爲て僕は又隨行し交した。此出張の序を以て石川福井富山京都滋賀大阪兵庫和歌山岐阜愛知諸縣の學事を視察されたが。是が先生と相識る第二の機會なりました。其れから二十一年の秋で先生が福島宮城岩手秋田青森山形の各縣を巡視され交して又僕が隨行することゝ成つた。是が恰も先生と相識る第三の機會となり交した。尤東京に居られ交した時分でも隨分文部省の高等官に向つてなり。又文部直轄學校なりに於て演説された先生の意見は、大抵僕が筆記したです。から先生の説の大體をば既に窺つて居た積りです。併し有體に言へば僕が先生を識ると言つた處で僕が先生を識ると言ふ丈。先生が僕を識つて居られる譯ではないです。つまりは重寶がられて居た丈で尋常普通の人として識られて居たに過ぎぬ。併しながらです。僕が故に先生の爲に其傳を作るに至つたか。何故に僕をして微力ながらも先生の爲に斯く働かねばならぬやうに立到らしめたか。是は實に偶然の感情に打たれて遂に先生の死後に先生の爲めに働かねばならぬやうに立到らしたのです。

其は斯う云う譯合です。

始めて故人に盡さんご欲す

先生は例の憲法發布と共に記憶せられる人ですが。其禍に罹られたのは實に二十二年の二月でした。其時に僕が鹿兒島高等中學造士館の會計検査に出張して居たんでした。役目が濟んでから神戸に立歸り交して宿へ着くと聞き交したな。先生が兎漢に遣られたと云ふことを。コリヤ斯うしては居られぬと存じ交したから直さ交翌日の船で歸京し交して先生の葬式に參會し交した。おれは恰も二月十六日の事でした。其月の三十日に遺族の方々が官邸を引揚ぐるに付て百日祭をも繰上げて其日に執行した。お祭りが濟んだ跡で。僕が遺族の方を訪問し交した。サ。此時の事です。僕が其世間の人情が斯う交で冷熱の變があるものかと深く感じ交して我れ知らず先生の爲に責めては傳記でも著はし。聊か生前の知遇を謝し。且は泉下の亡魂を慰めやうと云ふ考を起し交したのは。其れはナゼかと云ふに。マ。どうです。先生が世に在した頃は。實に訪問者は盛んな者でした。官邸に居れば官邸に來る。

役所に居らるれば役所に来ると云ふ有様で、現に僕が先生の在世中先生の職務外の意見も偶には聴けば聴ける位地でした。併し其が聴けぬのです。聴けぬ筈ですよ。毎日〱其通の始末で朝から晩まで客が詰め掛けて中々どうして口を切つてオ話を聴く暇がない。其れがどうかと申しますと先生が奇禍に罹られて茶匙一片の烟となるとばつたり人が來んのです。來るべき人までが來んのです。翻手作雲櫃手雨實に千古變らぬ痛言です。さしも世に時めいた森文部大臣の如きすら三寸の息休すれば矢張門前雀羅を張るの有様である。世間と云ふ者はど輕薄なものはない。慘酷なものはない。斯う深く世間を怨んで見ると何となく地下の先生の爲に働きたいと云ふ者が起きて來たのです。

俗に泥ます

想ふに先生は急進的の人物でした。併し急進的と言っても秩序のない方ではなく、つまり果斷家で有たのです。果斷であるからして俗子の眼には動もすれば妄斷と見えたとす。其秩序のない只急進一方の人であるとの評判を受けたのが全く人に誤

られたに過ぎないです。僕は書生時代の森先生は儘く存じません。然し大臣としての先生の議論は、僕が後進として始終親近して居た事ですから其一斑を存じて居ます。其れ是から推論して先生が無茶な急進家でないことと云ふことを斷言します。其れで文部大臣としての先生を知るには勢ひ政治上の意見を述べるのが順序です。すけれども、君にオ話をするのは其れ以外の事をお話する積りです。其を假に部別けてオ話すれば先生の性質です。第一に先生は俗に拘泥しないと斯う云ふのです。ソラモ一世俗には一向無頓着な方で一例を云へば冠婚葬祭の如きものも、更に世俗には頓着せんです。婚禮なども西洋流儀にやられませし。嚴父が亡なられた時も、實は彼位な地位に居られたなら大名の様に花やかに立派にするのが世間並でしやう。處が甚だ質素に葬式馬車でオ葬式を済ませられたです。又先生は非常に俗交を遠ざけた人です。いや俗人の方からして先生へ近寄らなかつたと云ふ方が穩當でしやう。そりや大臣參議などの家になりませすと、實に蒼蠅いほど出入の多いものでありませして勝手口から入り込む者があるとか、夜分私謁する者があるとか、人の出入の夥しいものですが、森先生の邸許りは藥にしたくとも此の様な者が出入

二五四
りしない。其點に於ては實に珍らしい人で有つたと先生を知た人が誰でも左様に申します。

初一念

先生は實に初一念を枉げない人でした。こんなことが有てもソラモ一初心丈は何處迄も押し通す。決して狂ぐると云ふ事はないですから或人は先生を評して斯う言つたことがある。森さんは自分さへ西すると思へば、其思つた跡で彼は議論する必要がない。百人が千人東すると云ても、ツマツは従はない丈の話だ。矢張自分一人西すれば其れで足れりだと云う様な人で有つたと。此一言で先生の性質が大概別かります。斯う云ふ性質であるから面白話がある。明治の初に參議の投票をしたことが有つたさうですが、今の高崎男に一票入れたものがある。サー誰が此一票入れたのかと段々論議します。此一票は先生が入れたのです。なせ又其れを入れたかと云ふに高崎男は故ありて長州派の人々に忌まれて一時郷里に返へられて居られたさうであるから誰も憚かつて投票する者が無い。先生は別に見る所

りて一人で入れて仕舞た。後で或人がなせぬんな人に投票されたと尋ねましたら、サーニ投票は自由勝手にするから投票の効能があるのだ。君達が我輩の投票に噪を容れる必要がないと言はれましてさうです。

慈悲心と廉潔

今一つは慈悲心に厚かつたことです。先生の書生時代と云へば、大抵歐洲に居られたです。から書生時代の事は別りませんが、何んでも役に就かれてからの事ですね。役所からコツコツ退られまして途中で人力車に飛乗りをする。其車夫が年若の働強な者であれば乗つて歸られるけれども、時によるとヨボヨボして年寄の車夫杯に出會することがある。其の時には車には乗らずに、マ一邸まで參れと言つて一所に歩かれる。貴様の年は幾つになる。妻子はあるか。此節客があるかな。せ車を曳くか。暮し向はどうだ。杯と色々世間話をされながら邸まで伴れ歸られて車賃の外に餘分な酒手を恵まれるとか。時によると臺所の方で御飯を馳走されることもあると云ふ。都合であつたさうだ。

先生は實に廉潔な方で私慾と言つたら微塵もなかつたです。丸で乃木中將の様でしたな。衣食の如きはソラモ一何構はないでどうでも善いと云ふ風でした。支那公使で居られされた時分、市中で何か品物を買はれるです。どう云ふ物を買はれるかと云ふに決して公使館の用品だとか家族への土産物などでは有りませぬ。只歸朝の時に陛下に奉獻すべき品とか、又は両親のお慰みになる物のみを選んで買はれされたさうです。其から又先生の性質を見るに足るのは、何んです。エーお父さんが恭を好まれたさうで恭の仲間が時々見へられる。すると先生はお父さんの交際と云ればどの様な人にも非常に丁寧な逢はれて四方山の話をしたり、何んだりして更に倦まれる色が見えなかつたさうです。是等が先生の忠と孝とを見るに足るべきものだろうと思ふです。モ一廉潔の例を挙げたしやう、エーだ明治の初でした。先生が年末賞與を得られたで家へ歸られると、書生や下男を築められまして今日は何んだ役所で年末賞與を頂戴したが、己れが實は働きも何もせぬのだ。其れに御褒美を頂戴すると云ふのも妙な譯だが、考へて見ると此は全く其方共が早く起きて働いて呉れたものだから己も早く役所へ出るとが出来ると云ふお前

達の働きが己の働となるのだから己へ下つた御褒美はお前達に下されたのだ。就ては此金は皆お前達に遣はすから、然るべく分配せよと言つて一文も遣さず書生や下男に遣はされた。又ゾット以前に神田錦町に旗本の家を買はれたことがあつたそうだ。此時分に例の廢刀論問題が喧ましくなりました。先生は遂に辭職されたものです。それから最早廣い邸も要らぬので丸山作樂君に屋敷を貸された。丸山君の言ますには一層の事、此屋敷を買ひたいが幾らで賣るか云ふことでした。先生は其時にナニニ金杯は入らない、全體此屋敷は朝廷の月給で修繕したのだ。君も朝廷の御役人であるから朝廷の月給で造つた屋敷へ住むのに別に遠慮するには及ばない。金などは決して入らないと言はれまして丸山君も困つたことがあつたさうです。其れから又三井だとか何だとか云ふ大家では家例として年越に酒樽を大臣の邸に配るさうです。是は家例の事であるから別に誰彼にすると云ふではなく、只文部大臣になられた方に贈ると申す丈ですが、ドモ先生は此贈物を好まれません。併し別に贈られたものを返へすでは有りませぬでした。酒なり何なり贈物があると其れを悉く貧乏者などに呉れまして聊かも自分の家で用ゐられませんでした。

儉 德

二五八

其次にオ話致したいのは先生の儉徳の事です。全體先生の家と云ふのは貧乏な方でした。幼少の時分は中々どうして一通りの苦勞ではなかつたです。ですから毎日の食物も極めて粗食で其間に苦學されて遂に彼の通學政の中樞たる文部に大臣となられた。兎角人間は苦學に限るです。苦學を押し通した位でなからねば眞人間はとでも望むべからざるもので、先生は此様に苦學されました。遂に押し通されたのですから、後に成人されましたも非常に儉約をせられて決して浪費をせんのです。其點は誠に感心なもので家政を理めますにもキッチンと豫算を立てまして、苟も其れより超越すること抔はありませんでした。左様かと云て無茶に節約するのではない。家庭の教育は勿論、學事獎勵の如き緊要の費用ですな。其費用は十分遣ふ丈遣て決して吝むなんぞ云ふことはありませんでした。で結局一家の事に許り儉約をされるのではなく、公の費用も出来る丈節約される。斯ふ云ふ話があるのです。上野景範さんが英國に公使で居られました時に、本野某と申ます人が公使館の馬車

を裝飾せねばならぬから費用を渡せと云ふ請求をして參つた。すると其時の外務大輔は先生でしたから非常に怒られました。國費多端の今日である。其れに何んだ馬車の裝飾下らない其れより必要な國費は今日幾らもあるのだ。斯んな冗費は遣る譯にゆかぬと言はれてどう〜請求はオジャンに爲りました。

根氣碁客を伏す

先生は妙に根氣の善き人でありまして何か仕事をやりますね。其れを遣り始めますとモ、實に側目もふらずにやらるゝです。別して御自分の職務は感心に重せられまして談話も職務外の事は皆んな返辭をせられぬのですな。其れでも教育の話となると自分を忘れて熱心に話される。晩年の頃に日本倫理の基本を定むると申すことに大變苦心して取調べられました。が、あれを見てもです。或る職掌に熱中される性質が知れます。斯んな短合ですから根氣は驚くべき程強かつたです。碁を打つことが好きでして暑中の夕涼みなどに碁を打ち始めますと對手は碁客の太田信齋ですね。パチーッパチーッ遣り始める負けては遣り、又負けては遣り、どう〜

三晝夜も打續けますので、幾ら強いものでもお仕舞には先生に打勝つものはありませんでした。信齋も弱つて結局は白旗を軍門に樹てまして、ナーニ基で森さんに負ける筈はないが併し三日三晩も續けざまに遣られるもんだから精神が疲れて仕方がない、其れで仕舞の碁で森さんに破られるのだと斯う申しました。

下聞を耻ぢす

一體人間と云ふ奴は兎角位置でも相應になるとつんどして仕舞ふものですが、其れは能くない事で所謂下聞を耻ぢすと云ふことがどうしても大きな人物と必要の事です。先生は感心に此下聞を耻ぢずで以て誰れの言ふ事でも善い事なればさつさと聴きましたね。先生が倫敦に居られました時の話ですが、或嬢さんがありまして先生の顔を頻りに見て居りました。何んだ此嬢妙に人の顔をデロデロ見て居るせと思つて居ますと、此嬢の言ひますにはオ前さんは中々利口の相がある。行末大事を成し遂ぐるには相違ありませんが併しどうもオ前さんの身體がオ前さんの利口と伴はない、大きな人物とならうとするなら冷水浴でも遣て身體

を健かにオ爲なさいと、斯う言ひますると先生は非常に感心しまして其れから一日も冷水浴を怠つたことはありませんでした。今一つはエートあれは儘か明治二年の事ださうです。官命を以て京都へ參られまして其歸り途に關ヶ原に一泊致されました。今日の如き便利な世界でない時でしたから旅と言ても容易でない。旅疲れが起るのです。先生も此關ヶ原へ着きますと疲れが出まして何分身體が疲勞しますから、一日滯留致しますと、あの通り寂しい田舎の事ですからね。退屈で仕やうがありません。按摩でも呼んでゆる／＼休んで行きましやうと思つて按摩を呼びました。早速其れが參りまして満遍なく上下を流します。其中段々在所の話が始まりました。例の關ヶ原合戦の事に話頭が一轉しますると、此按摩も奇人で誠に委しく向ふにありませう。山は彼は誰の陣取つた處だとか、合戦は後ろの方の原で誰がどの方面に潰走したと云ふ事まで手に取る如く話します。先生も大變喜ばれました。旅の憂を拂はれました。兎に角下情を知る事に於ては斯う云ふ寸法で行かれましたのです。其れですから文部大臣になられた後に各府縣を巡視されました。滋賀縣に入りますと、四方の學校を視られました跡で穢多村に入込

二六二
まれました親しく其情況を視察致されました。感心に其邊の注意は行届いて居られました人ですよ。

蒲田梅園に於ける失策談

御承知でもありましやうが先生は大變早くから外國へ行つて居られましたので、日本の國情より寧ろ外國の方は委しい位でした。ですから先生の蔭口を言ふものは別に是ごと云ふ缺點を擧ぐるではなく、ツマリ西洋の方に凝つて居る。日本の事情に暗いと云ふに過ぎんのです。生活の境遇からして實際又此様な嫌も有つたのでしやう。其邊は能く自分でも別つて居られるから、只今も申しました如く、下聞を恥ぢずといふ美德も出まして自分でも頻りに其缺點を矯められましたのです。穢多村へ巡視する杯と云ふ未だ曾て例のない事を致されましたのも、熱心に日本の下情に通じやう缺點を矯めやうと始終其れを氣に懸けられたからの事然し時に因ると随分奇妙なこともありましたさうです。無理もない事で先生は何しろ鹿兒島と云ふ國の端の端からポツと歐洲へ往かれたのですから、國の事情の別らう筈

がありませぬ。あれは明治元年十二月でした。最早師走の數え日と云ふ時になりまして、世間は何となく賑かになりましますし、門松も立てば餅を搗く音もする。此時は上野の戦争がヤツと濟んだ丈で世間は未だにゴダ附いて居りましたけれども、先づ一通りの大荒しが濟んで低氣壓は北海に向つて飛び去つた頃です。でお正月となりますれば世間の人氣も自然と違ふものですから、其れは、朝廷に於ても祝賀の仕度を致されまします。そこで先生は考へられましたね、朝廷へ出て祝詞を述べるにはドウしても朝服を用意せねばなるまいが、今から其仕度でもあるまい。ハテ困つたものだが随分感を僕と同ふする者もある様子だから此は一つ誰かに相談して見やうと言ふので、先達て亡なられた神田孝平先生の處へテク、出掛けて参りまして、實は斯う云ふ始末で殆んど閉口して居るが君はドウすると尋ねますと神田さんも甚だ同感で、ドウも其の爲めに苦心し居るが工夫はあるまいかと申す事でした。四苦八苦の末終に一層のこと病氣だと言つて神奈川に逃げやうと云ふ相談になりましたが、此れが恐くは、近縣旅行年首の禮を缺く、の元祖だろうと思ひますよ。テ此の相談が成り立ちますと早速馬車を命じまして、馬車丈は流石に有つ

たですな、二人は仕済したりと云ふ顔で神奈川へ向ふ途中で蒲田の梅園に立寄りまして、ドゥセ急ぐ事でもないから先づゆる／＼食事をして出懸けやうと云ふので小坐敷へ通りました。スルト女中が茶を運びまして何んぞ御酒でもど如才なく尋ねますと、先生は實に驚かれまして何んだ、ウマニだど、其れは怪しからぬ、馬なんぞが食はれるものか牛を持って来い／＼と言はれて神田さんが冷／＼された、甘煮と馬煮と間違つたのですね、跡で大笑ひでした、其れからして蒲田を出まして神奈川へ参りますと、此時の知藩事と申しますのが寺島伯で御坐いましたから、二人伴れ立つて寺島さんの處へ参りました。スルト神田さんが蒲田での失敗談をやりますと、寺島さんが大變眞面目な顔をしました。イヤ時に森君、今日は併も搗てあるから何か君に日本風な雜煮を御馳走しやうと思ふがどうだ、但し御断はりして置くが、雜煮と言っても象を煮たものではないよと冷かして大笑をした事があります。さうで、先づ先生が一寸國情に通じないのは斯んなものでした。先生は情に厚いと云ふことは、先き程車夫の話でも大抵別りますが、随分思ひ遣りの烈しい人でした。其れですから友情は勿論の事、書生を取扱ふにも誠に丁寧なもので、マー書生仲間に

も評判の善いのは森先生の處と勝伯の處なんださうで、其れは何故かと申しますのに、主人も書生も同じ物を食ひますのです。主人が刺身なら書生も刺身、書生が目刺なら主人も目刺と云ふ譯でした。此れから其の事をお話し致しませう。

友 誼

先生は情の厚い人でした。先生が米國に居られました時分に、此も矢張薩州の人でしたが、野村市助と云ふ人が米國に参つて居りまして、何れ學僕の様な者でしたらう。ハリスと申す米國人に山々こぎ使はれて、學問どころか一日も休む暇もありませんので、如何にも氣の毒な程でしたが、何を言ふにも山海萬里を隔てた異域の事ですから、歸るには歸られず、左様かと言つて別に妙案の有るではなし、殆んど進退維れ谷まつて居ります所を、先生が見られて非常に氣の毒に思ひ、兎も角其の様に難儀して居つては將來の爲にも宜しくない、僕の家に来て居るが善いと云ふので、野村を引取りまして、其れから萬事の世話をやいて日本へ歸らせましたさうです。又近年珍らしい人物で、夫の京都同志社を立てられました新島襄先生ですな、あ

の人も矢張米國に苦學致して居りまして、いよ／＼志を成し遂ぐる爲に歸朝の途に就かうと存じましたが、此亦歸朝の旅費が有りませぬので先生から矢張り旅費の足前をして歸朝致させましたので、此様な例は幾らも有つたことです。成瀬隆藏氏は今は三井家の樞密院書記官長とでもいふべき位地にあるが、まだ商業學校教頭で有たとき、不圖病氣に罹りましたが容體が段々宜しくない。スルト先生は大變其れを心配致されまして、間がな時がな、ベルツの所へ手紙を出しましては今日の熱は如何だ、脈は如何だ、此先きドウ變るで有らうか、何日快復するで有らうかと云ふことを問合はして遣ります。ベルツも彼言ふ人物ですから及ぶ丈委しく容體を知らして呉れます。先生は其返辭が参りますと夜中でも何んでも構はず、早速其返辭をば當時の商業學校長で有た矢野次郎君の方へ廻はしまして、ドウも心配だとか安心しろとか言つて、始終憂を別たれましてさうです。ダカラ横井平四郎が死んだと云ふ知らせが参つた時、實に聲を飲んで泣きましたさうで、随分友情には厚い人でした。

奇警の眼力

最も友情に厚いと言つた處で、只厚い譯はありませぬ、自分が其友の性質やら閱歷などを見まして、あの人は斯ふ云ふ人物であるとか、彼言ふ人物であるとか云ふ事が能く別りまして、其れで人物が頼もしいと斯う思ひますから、つまり友愛の情も厚くなつて参りますので、若其れが友達の性質を見別くるの力がなく、ボンヤリ友達と親しむ譯なら恐らく其れは酒食の友です。眞試の友人と云ふことが出来るのです。友愛も生せぬのです。處が森さんは此點に於て非常に能く人を見別くる。眼光は不思議に奇警でした。現に兄さんの横山さん(今の横山臺北縣技師の父君に當る)が切腹して死なれました時分にも、先生は前からしてチャンと其事を看破りまして、兄さんを諷諫致されましたが、其れは遂に行はれませんでした。彼様に切腹致されました。或日大久保公に逢ひました時にも、先生は冗談半分だかも知れませぬが、斯う言つた事が有ります。イヤあなたは何もお身體をお大事になされませぬと、善くありませぬ、藥籠を見てお隠れ遊ばす方であるまいと存じますと、申しますと、

大久保公も首肯いて笑はれましたが、ドウです五六年の後に果して紀尾井阪の變事が起りましたのですな。又田中子爵が教育理事官として米國に遊ばれたことが有りましたが、田中理事官は其時調査の手傳として相當の人物を求めて居りました。誰かあるまいかと言て森さんに頼んで居りました。此時先生の知つて居る相當の學識ある者は随分米國にも參つて居りましたが、其中で新島襄先生を紹介したです。スルト新島先生は御承知の如く果して眞誠教育家の名聲を轟かしましたです。先生は當時の開成學校長、島山義成今は故人になりましたが、あの人を評して斯う申しました。島山君は人物に於て少しも間然する所が見當らぬ。唯だ人に向つて、左様ではありませぬと言ひ切ることが出来ぬのは、唯一の缺點であると言ふことで、したが、此寸評には島山さんを知つて人の何れも感服することでした。其れから或時に始めて芝居見物に行かれました事がありすが、ドウも日本演劇の趣味が別りませぬので、頻に見物人が泣いたり笑つたりして居るけれども、先生許りは平氣で何か何やら丸で別らん、テ早々二た幕見た許りで逃げるやうに歸邸致されましたが、エー今日の芝居は如何で御坐いましたかと、或人が先生に尋ねますと、イ

ヤ何んでも評判が高いから行つて見たが、何が何んだか一向に別らぬ。然しおれが見た處では、あの澤村田之介と言ふ奴は實に非凡の腕前がある。あれ丈は恐らく役者中での粹で有らうと言はれました。其時分には田之介は未だ平々凡々の役者で、只美しい女形だと云ふ評判が舞妓仲間には有つた位でしたが、夫れがズント上達しまして遂に古今に珍らしい名優となり、其子に半四郎と云ふ此も矢張女形の名人が出来ましたが、トウ、澤村田之介の跡を繼ぐものが無く、田之介の後に田之介なしと逸言はれた名人となりましたのです。一寸人を見るにも、マ、此やうな奇警な眼がありました。

廢刀論

何が借先生は奇矯の性質で有つたと云ふこと、丈は争はれぬです。ですから言ふこと爲すこと随分奇矯の事が多かつたのです。御維新の時分、武士は何れも二本をきめ込んで居りました頃、何んの爲だか先生許りは刀を逆に差すのです。妙ですな。斯う差すのが當然であるのに、此を斯う差すのです。テ先生の友人は、森のそりさ

しと言て名高いものであつたさうでした。維新の頃そろ／＼天下の氣運が一新して参りますると、先生が眞先掛に廢刀論を唱ひ出した處があの時分の事でした。廢氣紛々として二た言目には刀の欄らに手を懸くると申す有様で、其時に先生が廢刀論を主張したものですから、あいつ國風を破るものである。亂臣賊子である。一派の壯士が大に先生を憎みましたのです。其頃の壯士は今の壯士と格が違ひまして、自分が先づ自分の命を擲つての仕事です。花々しい。此際森を活かして置いては國家の爲めにならぬ。一刀の下にバラして仕舞へど云ふので、先生を附ねらつたのが大垣の人でした。名前は判然しませぬが龜山とか云ふ人で、いろ／＼先生を暗殺する爲に苦心しましたが、甘い矩合に其れが行き違つて、遂に暗殺の機會があらませぬでした。其の中に天下の形勢も一變したものです。ヤットの事で先づ先生の一身も無事になり、間もなく少辨務使になられました。米國へ赴任されました。

刺客の一刀

然るに縁と云ふものは不思議なもので、其森先生を暗殺しやうと企てました龜山とか云ふ人も、藩命を以て米國へ渡航した。先生が公使館に居られますと、或日面會したいと言つて遣つて來たものが、ドウも見たことも聞いたこともない名前だが、何れ米國へ渡るものは一度は必公使を尋ねるものです。初對面の挨拶が濟むと右の龜山とか云して逢つて見ますと昔の刺客なんです。初對面の挨拶が濟むと右の龜山とか云ふ人が頭を掻きながら先生實はおわびの爲に、参りました。私こそは先生を暗殺しやうと存じ交していろ／＼附ねらひました。刺客でありませぬ。あの時斯う云ふ手筈で刺さうと致しますると、先生は斯う云ふ機會で其れを外されて、遂に僥倖にも全く私の陰謀が成功しませんでした。ドウもあの不成功が先生を始め私の幸福此上もない事で、實に恐れ入ります。次第でと云ふ話なんです。先生も不思議の面會と喜ばれました。ヤ一偕は君が僕を刺さうとしたので有つたか。イヤ何別に意に介する程でもないが、あの時は随分友達杯が僕の身の上を心配して呉れたよ。マ一／＼君も御無事で何よりじや。と流石磊落の人でした。から無論齒牙に掛けはしません。愉快げに快談されます。スルト龜山とやらが懷中から何か取り

出しましてテーブルの上に置きますから其れは何じや何物じやと尋ねますと、イヤ先生を刺さうと致しましたのが、全くは此刀で御座いますから、紀念の爲御挨拶のしるしに先生へ差上げますと云ふ事で、先生も實に奇異の思を致され、其れでは折角のお思召であるからと言つて其刀を納められた後、後に先生は此通り刀の來歴を簡短に書かれまして、刀に添へてスミンニヤン、インスチューション(華盛頓の博物館なり)へ寄贈されますと、當時米國人は始めて日本刀を見たもので、から此は珍らしい刀だと言つて、大變な評判です、其れに又其刀の來歴が小説的に出來て居りますから、ヤンヤと云ふ喝采で來觀者は毎日引きも切らずと云ふ有様、今に其刀は同地に保存して有ります。

奇論

再三申しましたやうに先生は奇矯の性質でありましたので、隨て突飛な奇論が多いやうです、其れでは奇論でも論の立て方が實に確かりして居りました、或時去る席上で斯う言ふ問題が出ました、君侯の用務で誠に火急を要するが然も早駕籠で

は追附かぬ其の時は如何すべきと云ふ問題起りまして一同評議を凝らしましたが、其時に先生は未だ若年で有りましてホンの小供でした、チヨロ〜と席に進み出で、ナニそんな事譯もありませぬ、馬に乗つて居て其馬をチク〜針で刺す、スルト馬が痛いもんですから苦し紛れに驅ける、いよ〜刺す、いよ〜驅ける、ドレ程早く行けるか知れやませぬ、と言ひますを一同腹を抱へて笑ひましたが、奇論は奇論でも理屈がありますので、今の騎兵などが現に其れを實行して馬の腹を刺します、が、マンザラの奇論と許りは申されませぬ。

學問は大變好で能くいろ〜の書物を讀まれましたが、米國留學から歸られましたから後のこと暇でもありましますと時々習字帖を出されて字の稽古を致されました、此は別に今の紳士達が題字を書くとか乃至見へを飾る爲の稽古ではありませぬ、全體何んの爲にお稽古なさるかと問ひますと、イヤ餘の儀でもないが、知らるる通り己は度々朝廷へ建白書を出す、其建白書は一々人になど頼むことはできませんで、自分で起草する、其れ故餘り見つともなく、書いては第一朝廷へ濟ませぬことだに由て、其れでポツ〜稽古して居るのじや、と斯う言はれました、其通り先生の建

白書と申しまするのは悉く自筆で有りましたです。

二七四

學問の解 自立自活主義

學問する事に付きまして先生の意見を窺ひますのに、いつか高橋是清さんに官に就け〜と言つて頻りに先生から勧めたことがありましたが、其時に申すのには、全體人間の學問と云ふものは、只書物を讀む丈のものでは決してない。實際に當つて事務を経験するのも一種の學問に相違ない。其れじやから其身の境遇が最早學ぶの餘裕がなかつたなら、何も其上無理に學問をせぬでも、宜しく官に就いて實務を學ぶべしだ。況して人間の能力を發達させやうとならば、學を好むの人に業を課すとか、業を好む人に學を課すると云ふことが、第一の良法であるのみならず、人各々其好む所に僻することを避くるのも、人間に取て缺くべからざる仕事である。斯う云ふ解釋でした。其れで學問の仕方即ち教育法杯に對しましては、奨励と云ふことを説きませぬで、自立と云ふ點を主眼に致されたのです。ですから誰か書生でも參りまして、僕は斯う云ふ様な目的を以て學問致したいと思ふ杯と話し

ました。スルト先生は始の間は頻りと其目的を詰難するのです。テ先生に幾ら詰難されましても書生がドウしても其目的を變更しない。是非誰が何んと言つても前に言つた通りの學問をしやうと云ふ段になりますると、先生は其れで安心したよ。うな風で、今度は頻りに其者の爲に斡旋されるのです。けれども先生に詰られまして、其れで斯う云ふ學問に致しましやうとか、あゝ云ふ目的に更へましやうと云ふ連中には、根つから相談に乗られませぬでした。即ち此自立自活と云ふのが先生の學問の目的でした。晩年になられましてからは、斯う云ふことを申されました。人間の事を成すべき時期は、三十五からして四十五までの間である。此の間の十年と云ふ歲月は實に人生の苦樂相半ばする時である。若其れがいよゝゝ四十五に達したならば、そろゝ守りをなすの用心をせねばならぬ。ドウも日本人の精神を見るに、大抵は斯んな順序であるらしい。其れじやからして此時に達したならば、應分の資産をこしらへて自活の道を立てねばならぬ。斯う言ふのでした。

其れです。から子孫の爲に憂へられましたのも、此の自立主義と云ふものに背かぬやうと云ふ點でした。先生が多年の功勞で華族になられました時に、何しろ大名に

なつたのですから、お祝の爲に人が参ります。其時に先生が申されました事に此度ゆくりなくも寵遇を蒙つて數ならぬ自分を華族にして下すつたのは、實に難有い。何んども以て恐れ入る許りで感泣の外ないが、然し自分が華族に爲つたが爲に、子孫が馬鹿になりやしまいかと思ふと、悚として襟元から水を打たれるやうな氣がする。天恩は何處までも感佩するけれども、一家の行末を思ふとドウしても安心することが出来ませぬと、答へられました。其事で一寸思ひ出しましたが、先生が未だ幼少で極ヤンチャな時分、兄さん、此兄さんがドノ兄さんだか別りませぬが大變先生を可愛がりまして、山へ行にも野に行にも何日でも先生の手を携へて歩きましたが、或時先生に向つて言ふのは、お前はドウも妙なものになりやせぬかと思ふよ、と言ふので、サー、そんなものになりませしやうか、一つ當て、下さいと先生が答へた。別に八卦を置くでもないから判きりとも別らぬが何しろ先づ大名、大名と言つても今時分城を取る譯にも行くまいから、マー、大名に似た者になりはせぬかと思ふと云ふ批評を下されました。偶々明治の世となりまして、端なく大臣となり華族となり、遂に兄さんの言はれた事は偶然にも適中したです。此は後になり

まして先生が人に話されたことです。

地震を怖る、奇論

一人の書生が刻苦精勵して身遂に大臣と爲つて顯榮を極められました。其の位です。すから氣象の剛健な事と言たら驚くべき許りでした。自信を貫くが爲には殆んど向ふ所敵なしと云ふ有様で、銳利なことは銘刀も及ばぬ程でした。君も御存じでしやうが師範學校卒業生徒の六箇月入營なことは随分陸軍の方でも八釜しい理屈が出ました。其れを制してあの如き制度を立てた位ですから、中々剛氣な人でした。處がですな、斯う云ふ剛氣な人にも一つ恐ろしいものが有たです。其れは何かど云ふに地震でした。ソラモ一先生の地震を恐れることは痛いもので、其地震からして一の推論を立てましたから面白いです。推論は斯う云ふので、ア、日本人と云ふ人種は兎角深思することが下手だ。動もすればチョイ、細工に許り走つて、深く思を幽玄微妙の道理に寄せるとか、遠く百年の後を稽ふると云ふことが如何にしても望むべからざる事である。其れは何んの爲であるかと云ふに、ツマ、度々

地震があるので人間が何日もビク／＼して居て、深思するの暇がない。淺慕な小さな考を起すのが即ち此爲である。斯う言ふ理論でした。又或時高橋信吉氏と會じた時に色々話をやりました跡で、先生は斯う言はれた。どうも日本と云ふ國は小さくて困る。橋の上に立ち上つて四周を見廻はすと情ない事には海の岸まで見える。其れに地下には火道が通じて居て地震が始終遣つて來る。ア、困つた國だと言ひます。高橋氏はムツとして此りや失敬な事を言ふ。日本の邦は如何にも小さい。小さいけれどもマサカ高い處から海岸が見える程の島國でない。斯る奇激の言をなすは國を蔑にするものである。畢竟森は愛國心に乏しい。杯と云ふ攻撃もありました。此等は只例の奇論を以て「チヨイ」人にからかつたのです。然るに世間の人は動もすると先生の半面其奇論を吐かれる側を見まして斷定を下す者がありません。此は能く先生の性質を知らぬものです。

旅中經書を離さず

學問の暇さへありますと熱心に能く風土の事を取調べられました人で、あつち

へ参り此方へ参り、中々四方八方駆け廻ることに勉められました。松村君と一所に例の風土探見と云ふので魯西亞に入込まれて見聞した處の者をば細大漏さず一々記帳されましたが、其時なども必經書をば離しません。旅のつれ／＼を慰めまするに其四書などを繕いて居られました。或時の事ですが、不居危邦不入、亂邦と云ふ一句を讀まれました。甚だ機嫌を損せられた。コッヤ怪しからぬ。苟くも仁義道德を教訓すべき四書に斯くの如き事が書いてあるとは不都合だ。國民たるものは其國が危いと聞いたなら獻身的に「ドシ」其難に赴くのが人情である。義理である。然るに危邦がドウしたの亂邦がドウしたのと二の足踏ひで逃げ出す魂膽をしたならば、結局邦の危難を救ふべき義人の出やう道理がない。斯んな事は、モー子孫に見すべき文字でない。と云ふので、ズーッと墨を附けて、其文句を消して仕舞つた事があります。斯んな事は甚だ能く先生の性質を寫して在ります。

謝恩の制を難す

制度寮と云ふものが昔有りましたが、あれは今の法制局見たやうなもので、そこで

任官者の謝恩の制を設けやうと云ふ議が起りまして、其れ〜制定に着手されまして有司の議題に上せますると、先生は頗る盛んに非難を試みられました。此時の理論には全體官吏と云ふ者は請願して官吏になる譯のものではない。ツマリは國家が之れを延いて國家の重務を委托するものである。則ち重務を委托せらるゝ官吏が、ヤレ任官の謝恩だとかアベコベに上官にヒョコ〜御辭儀をする道理がないと主張せられましたが如何にも條理ある事です。サー今日は大分昔とは違ひまして、何んですからな政黨内閣でも立ちますると、ソレ大臣にして下さい次官にして下さい局長は宜しい御備宜しいと出来得る限り請願して官吏になるのですから、今日に於てこそ謝恩の制度が必要らしいですな、先生も今日の官吏を見られましたなら、或は前説を取消されたかも知れぬですな。

社交の改良

先生は社交の上にポツ〜改良を企てやうとされた人で、前にお話した如く父君の葬儀を営まれました時にも其棺をば馬車で以て甚だ質素に送られた事なども

ありまする。此は先生を知ると知らざるに拘らず、只大臣位でも遣つて居らるゝ人の葬式だと云ふて無暗に人が多勢で送つて呉れる。其親切は成程難有い仕合せだけれども、其れでは送る人に對して氣の毒だと云ふことで此虚禮を廢しましたので御坐いました。又先生は友人や親類などの病人を見舞ふ時に、見舞の物品を持つて行くことは善くない。イヤ善くない事は無いが、ドゥも斯う云ふ短合には是非何かな見舞品を持つて行くやうでは、ツマリ訪問の障壁を設けるやうな次第で自然に貧乏者は見舞物のない所からして見舞に行き兼ねるやうになる。と云ふので、堅く此見舞物の贈答を避けられました。斯んな事も有つたものですから世間の人は先生は歐化主義であるとか、イヤ國の風俗を顧みぬ人であるとか、色々な酷評を受けられますけれども、決して歐化主義の何んのと云ふ譯ではなく、只自分の信する所に由て社交上の或點々を改良されやうと云ふ考を持つて居られました。其證據には先生の歐化主義であるかないかを判断するのは一番近道であらうと思ふです。

所謂歐米主義

高崎男爵(正風)は斯う云ふ歐米主義を執り交した人です。或時先生に向つて言つたことですが、君は折々僕に向て貴様は頑固勤王だと評するが、モ〜、歐米主義に改正するぞよ、全體僕が私かに歐米各國の教育方法を見るのに英國では英國人の思想を與へるし、佛國では佛國人の觀念を與へるのを以て教育の大方針としてある。獨逸米國何れも皆歸着する所は此一點であると思ふ。其れじやに由て幼兒に課する讀本の様なものも字句は自分の國の完全な文法を用ひ、事實はと云ふに是れ亦自分の國俗の尤も優美なるものを選択して遣つて居る。歐米の教育の方法は是れぞ眞誠の目的に叶ふて居るものと言はねばならぬ。之を悟つたからして僕は今から歐米主義に改正することにした。テ日本の教育の方法と云ふべきものを見るに、形體は成程歐米だ、然し其精神はと言ふに歐米各國が自國を旨とするやうな譯に行かぬ。甚だ幼稚で拙ないものだ。其れだからして今日からガラリツと頑固主義をお廢しにした。と斯う云ふ説を述べられますと、先生も大變に賛成致されまし

て、イヤ其れならば我輩も同意見だ、歐米主義だの日本主義だのと云ふてもソコ呼吸が別りさへすれば、別段に議論の必要はない。歐米の教育方法は自國を主とするから感心だ、國たる者は須らく此の如くせねばならぬと云ふ點から見れば、此が即ち歐米主義と云ふもので、又歐米各國の教育方法のやうに自國を主に置かねばならぬ、日本の國體を忘れてはゆかぬと云ふ點から見れば、此れが即ち日本主義と云ふものである。其れ故に二つの異名異主義があるやうであるが、詮じつむると同じ事であると云ふのが先生の同感を表せられたる點でした。此れで見ると何も先生は歐化主義ではありませぬ。況んや國俗破壊主義をやです。

友人木村貞長曰ク高崎男ノ序文ヲ作ルニ當リ本編ノ草稿ヲ見テ此事ハ誤謬アリトシ其自ラ史談會ニ於テ演說セラレシ筆記ヲ贈ラレタレドモ時機既ニ後レテ木村君ニ齎地ニ照會スルノ間ナク且此記事ハ既ニ臺灣日々新聞ニ公ニセラレタルモノナレバ餘ニ之ヲ改竄シ難キヲ以テ姑ク男ノ演說筆記ヲ左ニ錄シテ讀者ノ參考ニ供ス
彰善會の話の先きに森文部大臣の話をしたことがある。其に他ならぬいであら、有禮氏の實兄に森某と青山某と兩人あつて、夫と私が丁度全年度の友達で居て、有禮氏は餘程年齢が懸隔して居たから、餘り親密に交際はしなかつた。東京に上つてからは折々訪いで出合ふ事があつた。その稱人廣座の中でもない高崎さんの勤王はかびが生へた。あなたの勤

王はいすか宜いよ、厭々なぶる、私より年少の奴が不埒な言ふと思つて居たが、言つて怒らせる位のないから黙つて笑つて聞いて居て、親ならず疎ならざる交りであつた。所があの人の前の奥さんに少し不都合があつて離縁せねばならぬになつて、第二の奥様を迎へる時に私が世話をしたとがあつて、さういふとから親しくなつた。あの人は酒を飲むと悪口を言ふ一つの癖があつて、いつもの勤王はかびか生へた、止めればならぬと云ふ説を言ひだされた。其頃はまだ文部省の二等出仕で、今の次官の地位であつた。けれども其其は實権を振つて居たやうであつた。其當時あの風で教育の親玉になつて貰ふては困ると思ひ、豫て一週間はふと思つて巧んで居た。或時訪問して眞面目な顔をして、豫てお前さんは欄人廣座の中で厭々私を嘲弄する。お前さんは私より年も下であるけれども、早く西洋へ行つて私杯の知らぬとを知つて居るから黙つて閉口して居る。是は能く考へて見ればさういふ説の起るも尤もである。眞に勤王はかびか食はぬやうになつたと言ふと、から／＼笑つて森、是は珍らしい。高、私は是からさつぱり棄て、仕舞はふ、かびか生へた勤王は再び言はぬ、すつかり宗旨違へする。森、さういふ宗旨違へをするか。高、今日は歐羅巴流義と云ふ宗旨變へをしたと云ふと、森、びつくりして、其れはひどい、さういふ譯である。氣が違ひはせぬか。高、決して氣は違はぬ。森、歐羅巴流義に爲らうといつても舊との勤王家がさう爲らるゝものでない。其は妙な話である。高、イヤ妙な話でない。過つて改むるに憚ると勿れといふとがある。又君子は豹變するといふともある。勤王家が歐洲流義になつても怪むとはない。歐羅巴流義になつた以上は速に教育も歐羅巴流義にして呉ればお前の

首を取りに来るかも知れぬといふと森大變笑つて、妙な事を承る。即ち歐羅巴流義にしつゝあるではないか。お前の言ふ様に明日直ぐといふ譯にはゆかぬ。折角しつゝある所である。數年の中に歐羅巴流義にして見せるといふから、それから高、爲しつゝあるといふ論があるならば、承知は出来ぬ。何と云へば私はお前の知つた通り英語も出来ず、佛語も出来ず、獨逸語も出来ぬが、親しく大陸地を巡つて見た。尤も風俗人情も探り、教育の事にも心を留めて見た。所が何れの國にも其國の國語學校と云ふものがある。さうして小學の讀本は其國の語を正しく話させ、其國の文章を正しく書かせる階梯になつて居る。佛國へ行けば佛國が主になつてさうして外國の學問もやるけれども、何れも自國の事を一番先きにして勉めて居る。英國へ行つても獨逸へ行つても其の通りである。しかれば學校といふものは其の國人を製する製造所である。其處でお前が爲しつゝあるといふは、さういふ風にしつゝあるか。疑しいとである。頭髮を切りて洋服を着て時計を提げたり、眼鏡を掛けて居る位は爲しつゝあるが、日本の學校が日本人を製造する。云ふ事に至つてはお前に左袒するとは出来ぬ。何と云へばお前が貴い學位を授けた博士と云ふ人、云ふ人に二三名知人があつて、其者の贈た手紙の中に誠に氣の毒ながら、てには語格を間違つて手紙を遣る様な學士博士がある。知らず佛蘭西、英吉利の博士にして自國の文法を誤つて手紙を遣る様な學士博士が居るものであらうか。さういふ之を以てお前が爲しつゝあると云ふとはさういふ言はれぬ。さうだ、チャキ／＼の博士が氣の毒な手紙を寄越した。それで日本の博士と言はるゝか。歐羅巴流にして貰ひたいと云ふはそれである。歐羅巴の學校は其國の人を製造する所で

ある、日本の學校は英人を製造する所であるか、佛人を製造する所であるか、英を學ぶ者は英でなければならぬ、佛を學ぶ者は佛でなければならぬ、日本の學問は隅に押込んである様なもので、僅かに古典科くらゐを置ひてある様なもので、日本では博士が其様なものである、どうである、歐羅巴流にして貰ひたいか、どうである、いふと、森、やゝ一本参つたといつて頭へ手を擧げた、實は己もこのことには心配して居るのだ、斯ういふ己も日本文で手紙を遣れば間違ふか、知れぬ、恐らくはさうかも知れぬ、お前はひどい人だ、人が悪い、高慢して悪くない、お前の説に依りて説を變ずる位である、森、もう澤山だ、今日は一本参つた、云つて大笑ひした、森の無我なることに感心して居ることは、其後文部省で小學讀本を作るたびに我輩へ寄りに相談に寄越すことになつた、それは森の公平な所である、斯ういふ事を言つて國體に差支ないか、どうか、兒童の頭に入れて宜いか、どうか、直して呉れと言つたことがある、かくの如く國家教育に熱心であつた人を失つたのは誠に惜しい事であつた。

所謂藩閥打破論

先生は早くから國を出たものですから其身薩州人でありながら薩州の元老連には左程厄介になりませんでした。何も内閣に立つたからとて薩州人と共に結託した譯でもなし、引立を蒙つた次第でもなし。ツマリ何處までも獨立獨歩して生涯を

押通されたです。其れですから先生にも似合はぬお國柄にも似合はぬ藩閥打破論などと云ふ議論を吐かれされた事もありませす。其議論と申しませるのは、維新政府を成立せしめたのは疑もなく薩長二藩のお手柄である。此事丈はドウしても争ふべからざる明白の事實である。併し此手柄があるからと言って何日か何日までも元老顔して政府を維持して行かうと云ふのは大間違の沙汰で、況して其元老達が自分の引立て、遣つた若者連に代讓をして責めて藩閥の系統丈でも殘したい杯と云ふ考で有つたならば其れこそ大變な間違で、此の如き遣方が手もなく一の幕府を押し倒して又更に一の幕府を組立るものである。と斯う云ふ意見でしたので、維新の後間もないことでしたにも拘はらず、徹々たる力を以て熱心に郡縣制を主張されされたです。此等は随分權勢を物の數ともせぬ先生の眞面目を窺ふに足ることです。

福澤諭吉、山口尙芳、河島醇三氏の評論

一ト通り先生の半面を述べ盡しませましたが、大體は先づ斯う云ふ人でした。處で跡は

先生の生涯を通じての評論を申し上げると致しましやう。第一に福澤先生の話から申上げますと、福澤先生の説は斯うでした。

森氏の生涯を見ると云ふと何んと評して宜しいか私には別らない。先づ普通の書生から飛び出で洋行もし大臣にもなり華族にもなれたから、其點から言へば至極幸運な人で有た。併し別な方面から見るとドウも幸運と云ふのがドウで有らうか。即ち不幸の判断は私には殆んど附き兼ねぬ。森氏が洋行致されて歸朝すると、あの時は恰も御維新の頃で薩長二藩が首尾能く大功を成し遂げて新政を行つた。デ例の藩閥熱が春の野邊に若草の萌ゆるが如き有様で、何を遣るにも薩長でなければ幅が利かぬ。處があつた頃であるから中々登庸して天晴薩長の利器とすべき程の人物はなく、所謂何れを見ても山家育ちと云ふもので學問も智識も何もない不器用千萬の人許りが人間らしく其れ相應の官職に就いて居た。ツマリ政府が相當の人物を渴望して居た時で有つた。其處へ森氏が歸朝されたのであるからサー政府の方では只は置かぬ。率先洋行して西洋の學問は仕込んであるし、國柄は薩州であるので、其當時には持つて來いの人物である。此の

風雲に際會してドシ／＼顯榮に歴登られたのが森氏に取て一の好機運で有つたかも知らぬ。然しながら其れが即ち森氏の不幸であつたと云ふのは、何しろ時勢は時勢なものだから只官に出て官を助くるのが主で有て外の事を考へる暇がなかつた。其れなもんだから森氏の出られた時は年も未だ若くて學力經驗も充分積まぬ時で、言はゞ修業盛りの折に要路に當られた者であるから、天稟の才智を十分に發達することが出来なんだ。此れが森氏に取て幸運らしい不幸だと云はざるを得ない點である。其れで森氏には如何にも名論卓説のないではないが、ドウも其名論卓説の中には往々前後緩急の脈絡を得ぬものがあると云ふのは取も直さず年齢學力經驗を積まぬ中に要路に當られた罪で有らうと思ふ。森氏の品行方正で有つたことは、誰でも承認することである。森氏が壯年で有つた頃は、御維新後の事であるから實に亂雜極つた時代で身分ある人が公然と放蕩をして酒色に耽るとか賭博をやるとか何んともお話しにならぬ程の風俗で有つた。處が此の如き渦巻く狂瀾怒濤の間に立つて、森氏許りは儼然と其身持を崩されなんだ。森氏に取るべき者の中で此一事は毎度敬服して居る事である。

次に山口尙考さんの言はれましたには、

全體森と云ふ人は才と學と識の三徳を兼ねて居た人で、尙は此上に經驗を積んで其れに謙遜を守つて衆人を歸服させやうものなら、立派な大政治家になり得べき資格の有つた人である。惜しい事には其堂に達せずして非命に斃れたのが國家の爲に痛嘆すべき次第である。

と言はれた次に森先生竹馬の友なる河島醇君は斯う批評されました。

森さんは決して人後に落ちぬと云ふ氣象の熾んな人で、人と交際するには先づ其人を頭から丸呑にして掛る。其れだからどのやうな人に對しても、ズラリト睥睨して居て自分は一段の地歩を占て居られた薩人と言たら老西郷や大久保さん杯を鬼神の様に視て居るけれども、森さん許りは決して左様でない。此れが即ち森さんの非常な長所で而かも又短所であつたに相違ない。されども此氣象が有つたればこそ一旦仕事をやり出せば千辛萬苦を嘗めても是非其を遺遂げられたので、森さんの人に畏服されたのがツマリ此處だ。學問は不規則では有たが何分交際上に得る所が多かつたので往々非凡の議論を立られた。只世の中の變

遷と云ふものと共に推し移つて行くと云ふ觀念に乏しかつたのは、恰も夫の尊王攘夷論の燃え立つて居た京都で、洋鞭などを遣つたものだから、遂に壯士に刺殺された佐久間象山と甚だ能く似寄つた點があるので、遂に危禍を蒙つた事まで能く似て居る。

言はゞ森さんが世務に當るべき年代は、今日以前ではなくて今日以後で有つたので、即ち立憲政府以前に働くべき人物ではなくて、立憲政府以後の必要な人物で有たのである。其れを無慙にも皮相家の爲に誤られて中道にして斃れたのが返す／＼も悲しむべき次第である。

附 録 (其二)

左の一篇は去る明治二十八年二月十一日國家教育社第五
回定會に於て余の演説したる筆記にして森先生の外交及
兵役論に就き附けて東京事件の觀察を述べたるものなり
亦以て本編の補遺となし得べきを信するを以て之を附録
となせり

故森子爵の外交及兵役論に就て

附 東京事件の觀察

諸君子は今諸君に對し故森先生の外交及兵役論を演ふるに方り一言諸君に謝意を表せ
ざるべからず予が故森先生の傳記編纂に従事しつゝあるの故を以て昨年の今日淺
草臨遊館に於ける本社之定會に於て森先生の逸事を演説せしに圖らず「國家教育」に其筆
記を登載せられて全國の社員に散布せられ又各地の教育會雜誌は之を轉載したるを以
て森先生傳記編纂の事業は大に世人の注意を喚起し予の資料蒐集上に便宜を得ること
少からざり是れ本社以下社員諸君の賜ものなるを以て茲に謝言を呈す
乞ふ外交論より述へん森先生の外交に於ける經歷は先生の半生を占たるは諸君の記憶
せらるゝ所なるのみならず遺難薨去に際して 帝室より御賜の詔書にも多年職を外交
の事務に奉し尋て内閣の樞機に參し教育の大任に居り精を勵し職を盡す茲に没亡を聞
く曷んぞ痛悼に堪へんとありき尙簡短に其外交に關する履歷を叙せば明治初年に外國
官權判事たりしこは姑らく之を除き明治三年より明治十七年參事院議官文部省御用
掛たるまでの間は或は米國駐劄の公使となり或は外務の大員、外務少輔となり或は清國
駐在の公使となり或は外務大輔となり或は英國駐在の公使となれる等入ては外務行政
の衝に方り出ては中外交際の局に居られたり故に先生の傳を叙するときは外交の事、
勢其重要な部分を占むるを知るへし、夫れ然り先生の外交上の主義は如何なりしやを考

故森子爵の外交及兵役論に就て

察すること必然の順序なり、多血性の先生は已に其貴守に居り、一日も雖主義なくして徒らに所謂圓轉滑脱なる妙語の中に責任を埋没するのみに非ざるや諸君の固より知る所なり、予が諸君に紹介せんとするもの此外交上の主義なり、先生の外交主義之を簡短に云へば、條理公道、勵行主義にして、明治二十七年の上、半、季、間、日本、政、界、を、横、行、せ、る、條、約、勵、行、に、超、駕、す、る、の、快、論、な、り、今、予、が、詮、索、せ、る、書、類、を、以、て、之、を、證、す、る、に、先、生、は、曾、て、外、國、公、使、に、接、する、に、は、何、事、に、拘、ら、ず、情、實、懇、談、の、法、を、用、ふ、る、に、普、に、無、益、に、屬、す、る、の、み、な、ら、ず、常、に、大、弊、害、を、釀、す、も、の、た、る、故、に、凡、て、條、理、に、依、る、を、主、張、し、且、條、理、に、依、る、は、之、を、大、弊、の、不、平、を、唱、へ、怨、を、懷、く、も、の、な、く、却、て、敬、意、を、表、す、る、も、の、な、る、を、斷、言、し、遂、に、情、實、懇、談、の、法、は、已、に、已、を、受、身、の、地、に、置、く、い、の、な、る、故、に、公、使、等、讓、歩、せ、さ、れ、ば、我、之、を、如、何、ん、と、い、す、へ、き、な、き、に、至、る、は、既、往、の、明、證、あり、と、痛、論、せ、り、(明、治、六、年、か、七、年、頃、に、記、し、た、る、覺、書、の、中、に、あ、り)又、先、生、は、明、治、七、年、頃、條、約、改、正、の、決、行、せ、さ、る、へ、か、ら、さ、る、を、論、し、た、る、覺、書、の、結、末、に、云、へ、る、こ、と、あ、り

(前、略、内、政、は、本、に、し、て、且、重、し、と、雖、全、國、同、體、安、危、を、俱、に、す、れ、ば、艦、内、の、關、係、甚、大、な、ら、ず、然、れ、と、外、交、に、至、て、は、甚、た、之、に、異、な、り、一、言、以、て、國、を、辱、め、一、事、以、て、危、亡、な、來、た、す、願、く、は、當、局、者、交、際、の、大、事、を、察、し、能、く、其、目、的、を、定、め、百、挫、不、撓、而、し、て、心、力、を、獨、立、に、專、に、し、外、務、の、官、員、を、精、選、し、開、港、開、市、の、各、地、に、有、能、の、士、を、選、置、し、英、佛、獨、米、等、の、諸、國、に、識、者、を、派、出、し、托、す、る、に、交、際、の、秘、術、を、以、て、し、我、常、に、猛、畜、以、て、過、を、少、く、し、聊、か、も、外、國、の、無、禮、を、許、さ、ず、終、始、公、道、を、漸、に、し、て、我、義、務、を、盡、し、之、と、興、亡、安、危、を、共、に、す、る、の、大、勇、斷、を、以、て、根、據、と、し、

決して寸歩も枉く可らず斯の如くにして我國の獨立挽回すべく亦皇威を遠域に達するを得へし

嗚呼是何等の痛説そや、嗚呼是れ何等の卓論そや、先生の此論を主張したる日より指を風して二十年、世人の唱ふる所又此範圍を出てず、又先生は如何にして己の主義を實行したる乎は、今之を論ずるの機を得ずと雖、明治八年政府が黒田伯を正使とし井上伯を副使として朝鮮に派遣せられたる當時に清國に公使たりしことを回想し、又明治十二年、十三年の交、佛國に鮫島氏、獨逸に青木子、魯國に故柳原侯、伊國に鍋島侯、和蘭に長岡子、奧國に故井田氏の各公使を派遣し政府が條約改正を決行せんことを勉めたるに、英國駐在の公使たりしことを記憶せば、先生の外交主義の其實行は如何なる聯鎖をなす乎を解決するに足るへし頃日或人に聞く先生が英國公使たりし時に英人レインを使役し常に文書の淨書校正に従事せしむ、レイン偶、照會回答文の措辭に關し助言を與ふることあれば先生笑つて、是乃公の責任主義を以て發するもの何ぞ關せん、と答ふるのみなりしと、此一事以て滯英中の意氣をトすへきのみ

以上述ふる所を概括せば、先生の外交上の主義は條理公道を唯一の武器として國光を發揚するに勉むるを主とせしか如し

次に聊か先生の兵役論に關して、述へん乎、諸君の中には記憶せらるゝ人ありや否や、先生は熱心なる全國皆兵主義の論者なりし、先生が或筋に提出せんか爲に井上梧陰先生の手を藉りて起草したる一文章は能其精神を發揮せり、梧陰先生文部大臣の就職の初に於て

故藤子爵の外交及兵役論に就て

之を新聞紙に登載せしめたることあり諸君之を参考せられは其消息を知るを得へし、其
 結文に言へることあり左の如し
 全○國○の○男○子○十○七○歳○に○至○る○迄○其○學○に○就○か○さ○る○者○否○を○問○は○す○總○て○普○通○の○
 精○神○を○養○ふ○の○方○法○に○從○は○し○め○文○部○省○に○簡○短○平○易○な○る○教○課○書○を○數○き○人○口○の○調○査○又○は○講
 義○に○便○な○ら○し○め○陸○軍○省○は○陸○軍○兵○の○初○歩○を○教○へ○毎○月○長○又○は○毎○部○の○管○掌○す○る○所○に○一
 月○に○一○度○或○は○二○度○時○間○を○限○り○其○區○域○内○の○人○民○を○學○校○に○集○め○講○義○又○は○運○動○に○從○事○せし
 め○庶○幾○く○は○忠○實○愛○國○の○意○を○全○國○に○普○及○せし○め○一○般○教○育○の○準○的○を○達○し○最○下○等○の○人○民○に
 迄○要○す○る○所○の○品○位○を○一○定○な○ら○し○め○國○の○全○部○を○舉○げ○教○課○書○局○の○紙○を○編○纂○し○て○餘○曠○な
 らしめ而して國本を鞏固にし國勢を維持するに於て神補する所必多からん
 さありき此文書は當時如何なる結局に至りしやを知るもの絶て之なしと雖も行はれず
 して止みたるは事の實際に於て證明せられたり然るに今や政府が帝國議會に提出した
 る徵兵令改正案の理由書なるものを見るに言へることあり
 補○充○隊○の○要○員○た○る○豫○備○隊○員○は○從○來○動○員○發○令○の○時○に○初○め○て○之○に○教○育○を○施○す○の○制○な○り
 しか今や兵器戰術大に進歩したるが爲豫備隊員に教育を施し置くに非ざれば實際用を
 爲さざるに至りたるを以て之を補充兵役と稱する一の兵役となし以て一朝事あるに
 際し成るべく早く戦列の補充に用ひ得へき如く平時に於て豫備隊の教育を施し置
 くことい爲すを要するなり
 さあり之を森先生が全國男子十七より二十七に至る者の全部を舉げて武事教育を施さ

んとする大規畫に比すれば運庭ありと雖先生の意見が今日に於て歩、一層其實行
 に近接しつゝあるを知るへし又子の聞く所を以て大過なからしめは今日の徵兵令に於
 ける一年志願兵の制師範學校卒業生の六週間現役の制は先生の協賛興りて力ありと云
 へり而して創設の當時に於て此制度の完全なる効果を奏するや否やを疑へるものあり
 しのみならず六週間現役の如きに關しては成果の分量は管理の困難を償ふ能はざる
 へきを斷言したる人さへありしと云ふ是局外者の談にして予と雖果して然りしや否や
 を保證するを得ずと雖充分なる効果を期せざりしは或は之ありしならん乎然るに今日
 軍國の大事あるに際し帝國が豫備士官に缺乏を得ざりしは實に此一年志願兵六週間現
 役兵の制あるに起因する多しと云へり果して然りし乎森先生の死を距る七年にして其
 施設の効果を證明するを得たるもの云ふへし又前に述べたる徵兵令改正案理由書の
 中に言へることあり
 國○民○兵○は○從○來○軍○事○教○育○を○受○け○た○者○と○否○ら○さ○る○者○の○區○別○な○かりし○か○思○ふ○に○國○民○兵○を
 舉○ぐ○る○の○順○序○た○る○や○先○づ○其○軍○事○教○育○あ○る○者○を○先○に○す○へ○き○は○當○然○な○る○を○以○て○豫○め○之○に
 區別を立つること動員上に於て極めて必要あり
 此の所謂軍事教育ある者は如何なるものを指す乎國民軍さば徵兵令第五條に依り滿
 十七年より滿四十年迄の者にして常備兵役及後備兵役に在らざる者之に服するの制な
 るが故に陸軍に於て軍事教育を受けたる者よりは重に學校に於て軍事教育を受けたる
 者を指すことなるへし而して今日學校に於ける兵式體操の創設者は問はずして森先生

故森子爵の外交及兵役論に就て

なるを知らば國家の學校に於て施行せる軍事教育を實際の兵制上に認むるに至れるも
 の大に先生に謝すへきに非ずや予は已に故人となられたる先輩の意見にして當時實行
 せられたる見ても自ら欣喜に堪へず諸君の面前に於て之を公言し諸君と共に此欣喜の
 情を分たんとす諸君之を察せよ
 以上は森先生の外交及び兵役論に關して聊か所感を述べたるに過ぎず言を終るに方り
 尙一言を附加ふへし事は古しと雖今日に味ふべきことなるを思へばなり予は頃日老友
 久保田貫一君の紹介を以て横濱税關長なる大越成徳君を訪問し森先生の逸事を質し大
 に得る所ありき同君は明治十七年森先生が倫敦を去るに當り「ボールモール、バセット」新聞
 記者と對話せる筆記を登載せる新聞紙を藏す其一節に言へるあり
 今東京事件に關し清佛葛藤の問題あり然れども兩者恐らくは戦争なかるへし(中略)人
 或は清國の海軍を以て佛國に抗するに力あるへしと云はんか是説の誤れるものと云
 ふへし夫れ清國には軍艦なきに非ず砲銃なきに非ず然りと雖西式の砲艦は清人自ら
 之を執ること能はざるか故に若も英人なり大陸の歐人なり將た或は米人なり孰れか
 の操縦に由るに非ずんば利器ありと雖亦何の用を爲さん云云
 又言へることあり
 佛國が東京を略して文明的政府を組織せば諸人數千群を爲して往て殖民移住をな
 すこと必然にして其政府の英たり佛たり將た獨米たるを問はざるなり故に佛國が東

京を略し秩序あり且安全なる政府を設けなば第一に最大の利澤を受くる者は清人
 なり故に佛國縱令紅河を征服するあるも損得償はざるへし云云
 諸君は此二事を聞て如何に感ぜらるや予は清國が外人の助を假らざれば戦ふ能はざ
 るへしとの森先生が今日より十二年以前の宣言は端なく日清戦争に於て現實に證明せ
 られたるを知り先生は夙に清國の軍勢を洞見したるを敬服せずんばあらず而して其佛
 國が東京を略するは清國の爲にする所なりと云ふの結論に至ては目下の最研究すへ
 き問題なるを知る蓋今日本は征清の役連戦連勝彼が素車白馬王師に降るの日は彼の土
 地を割讓せしむるを一條件とするは殆んど疑ふへからざるもの如く思惟せり固より
 一條件なるへし吾人も然かあらんことを欲せざるに非ず然れども此點に就ては森先生
 の先見をして當るべきならしめんことを欲するなり松林飯山曾て云へることあり人
 或は謂ふ林子平が地下に於て先見の明あるを欣ふへしと何ぞ予平を知らざるの甚しき
 や想ふに予平は先見者とせられたるを嘆すへきのみと予も亦將來日本が盛京省山東省
 に文明的組織の政府を立てたる日に方り單に清人の爲に利益するに止め森先生が東京
 事件に關し觀察せし所を實たらしめば先生は日本の爲に先見者となれるを感嘆せんか
 かと言はんすと聊か森先生の所説を叙して諸君の参考に供するのみ

附 録 (其三)

左の一首は去年の二月十二日子の官邸にて森先生の追悼會を開きたる折に臺灣總督府國語學校教授加部嚴夫君の物せられたる琵琶の歌なりそも先生のみ靈まつる情のしるくあらはれて見えければ寄り合ふ人々みな涙を催はしける今先生の傳を刻むに當り棄つるに忍ひされは巻後に書き付けて傳へぬ

明治三十二年一月臺北なる臺灣總督府官舎に於て

木村匡記す

内外の事をあきらめて
 撓まらず倦まらず國の爲
 盡したまへるそが中ふ
 きて功績の遺りしは
 教育事業のそれならん
 こはこれ故の森子爵
 文部大臣その人なま
 萬の基礎をたてながら
 其が効果をば見るを得で
 莞じ給ひしかなしさよ
 今は年經て九年
 その間ふこそ新版圖
 この臺灣も天皇の
 大御國內とありふけれ
 けふのあの日にあが徒も
 旅のやどりにそのかみを
 去のびいで海へ靈まつる
 けふはひとしほ世にま去
 其面影のしのむるゝかあ

森先生年譜

弘化四 西曆一八四七 七月某日鹿兒島城下次本村城ヶ谷ニ生ル

慶應元 同 一八六五 (一九) 三月英國留學ノ途ニ上ル

明治元 同 一八六八 (二二) 六月歸朝七月徴士外國官權判事被仰付 九月議

事體裁取調御用被仰付 十一月學校取調兼勤被仰付 十二月東京在勤被仰付

同 二 同 一八六九 (二三) 正月軍務官判事被仰付議事取調兼務但外國官判事兼勤 同月叙從五位下 二月御用ヲ以テ至急上京被仰付 三月學校取調兼勤依願被免 同月本官ヲ以テ當分議長同様可心得旨被仰付 四月是迄ノ職務被免制度寮撰修被仰付 同月當分ノ處制度寮副總裁ノ心得ヲ以テ可勤様被仰付 五月廢制度寮置制度取調所 同月是迄ノ職務被免學校判事被仰付 同月本官ヲ以テ制度取調御用掛被仰付 同月學校判事被免制度取調御用掛是迄ノ通被仰付 六月徴士并是迄ノ職務被免但位記返上 同月勤仕中

格別勵精ノ段神妙ノ廉ヲ以テ晒布二疋金百兩下賜

明治三 西曆一八七〇(二四) 閏十月任少辨務使 同月叙從五位 同月米國在

勤被仰付 同月米利堅國へ差遣交際事務官及留學生徒管轄委任被仰付

同 五 同 一八七二(二六) 四月任中辨務使 十月廢官 同月任代理公使

同 六 同 一八七三(二七) 二月帝國政府ト米利堅政府ト郵便交換ノ道ヲ開

カンカ爲條約取組調印ノ全權ヲ付與セラレ 七月歸朝 十二月任外務大丞

同 八 同 一八七五(二九) 二月廣瀬氏ヲ娶ル 六月任外務大輔 九月叙正

五位 十一月任特命全權公使二等官月俸下賜 同月清國在勤被仰付 同月

詔勅ヲ賜フ 同月叙從四位

同 九 同 一八七六(三〇) 七月御用ヲ以テ滯京被仰付

同 一〇 同 一八七七(三一) 六月外務卿輔不在ニ付當分代理被仰付 同月

外務卿輔不在ニ付當分爲御用辨毎日午前九時ヨリ太政官へ出勤被仰付

同 一一 同 一八七八(三二) 二月御用有之其地公使館事務見計歸朝被仰付

同月叙勳二等賜旭日重光章 六月任外務大輔 七月惡性傳染病豫防規則取

調委員長被仰付

明治一二 西曆一八七九(三三) 七月中央衛生會長被仰付 十月中央衛生會長

被免 十一月任特命全權公使 同月英國在勤被仰付 同月英國在勤中二等

官年俸下賜

同 一五 同 一八八二(三六) 七月二等官相當一等年俸下賜

同 一七 同 一八八四(三八) 四月歸朝 五月任參事院議官 同月一等官相

當年俸四千五百圓下賜 同月內務部勤務被仰付 同月文部省御用掛兼勤被

仰付

同 一八 同 一八八五(三九) 三月專賣特許條例制定ノ件布告案元老院議定

ニ被付內閣委員被仰付 四月學事巡視ノ爲京都大阪二府兵庫滋賀岡山廣島

德島高知愛媛七縣下出張被仰付 八月東京師範學校監督被仰付 九月東京

商業學校監督被仰付 十月叙正四位 同月學事巡視ノ爲新潟縣下へ出張被

仰付 十二月廢官 同月任文部大臣

同 一九 同 一八八六(四〇) 三月叙勳一等賜旭日大綬章 十月叙從二位

十二月九州諸縣及京都府學事視察ノ爲出張

四

同

二〇 西曆一八八七(四二) 五月特旨ヲ以テ華族ニ被列 六月岩倉氏ヲ娶ル 同月依勳功特授子爵 六月學事巡視ノ爲宮城縣へ出張 十月石川縣地方學事巡視トシテ出張

同

二一 同 一八八八(四二) 六月除服出仕 十月福島宮城岩手青森秋田山形六縣學事巡視トシテ出張

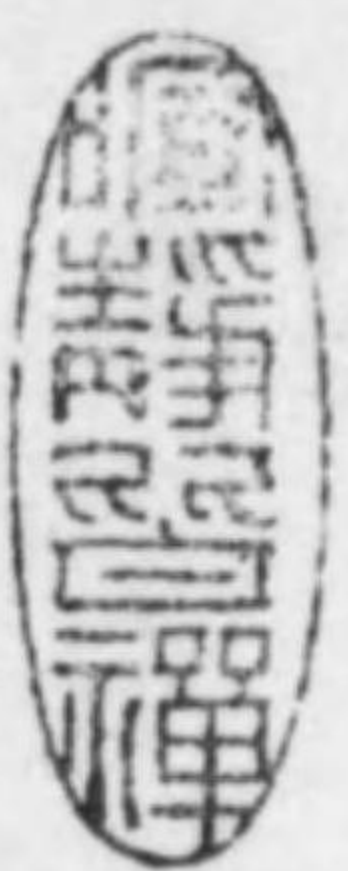
同

二二 同 一八八九(四三) 二月負傷ニ付 聖上 皇后宮ヨリ不取敢侍醫田澤敬興ヲ被差遣續テ侍從片岡利和ヲ御見舞トシテ被差遣 同月 兩陛下ヨリ御見舞トシテ御肴ヲ賜ハル 同月十二日午後十一時三十分薨去 同月十三日 聖上ヨリ侍從子爵富小路敬直 皇太后ヨリ皇太后亮林直庸 皇后宮ヨリ宮内書記官侯爵中山孝廣等ヲ以テ吊問御使トシテ被差遣 同月十四日多年職ヲ外交ノ事務ニ奉シ尋テ内閣ノ樞機ニ參シ教育ノ大任ニ居リ精ヲ勵シ職ヲ盡ス茲ニ溘亡ヲ聞ク曷ソ痛悼ニ堪ヘン仍テ正二位ヲ贈リ併テ金幣五千圓ヲ賜フ午後一時式部官長崎省吾ヲ以テ贈位賜金幣勅使トシテ同邸へ

被差遣同刻 皇太后宮ヨリ皇太后亮林直庸ヲ 皇后宮ヨリ皇后宮亮三宮義

胤ヲ御使トシテ同邸へ被差遣 兩陛下ヨリ祭資金千圓ヲ賜ハル 同月十六日葬送ニ付侍從子爵富小路敬直ヲ勅使トシテ被差遣棺前ニ幣帛ヲ供セラル右ニ付 皇太后宮ヨリ皇太后宮亮林直庸ヲ 皇后宮ヨリ皇后宮亮三宮義胤ヲ以テ棺前及墓所へ御使トシテ被差遣執モ玉串ヲ供セラル 三月九日故子爵森有禮遺族ニ文部大臣子爵森有禮在官中薨去ニ付年俸三分ノ一下賜

題



森先生傳跋

十年一勿如夢暗淡
淡寒桑一卷故人傳
千言陽世特慶刀更

舊例勅學育序
英陸羅正襟坐
法風掃案生

志序 富田絳書具



明治三十二年九月廿三日印刷
同 年九月廿七日發行

森先生傳
定價金壹圓

著者 木村



印發行兼者 金港堂書籍株式會社
東京市日本橋區本町三丁目十七番地

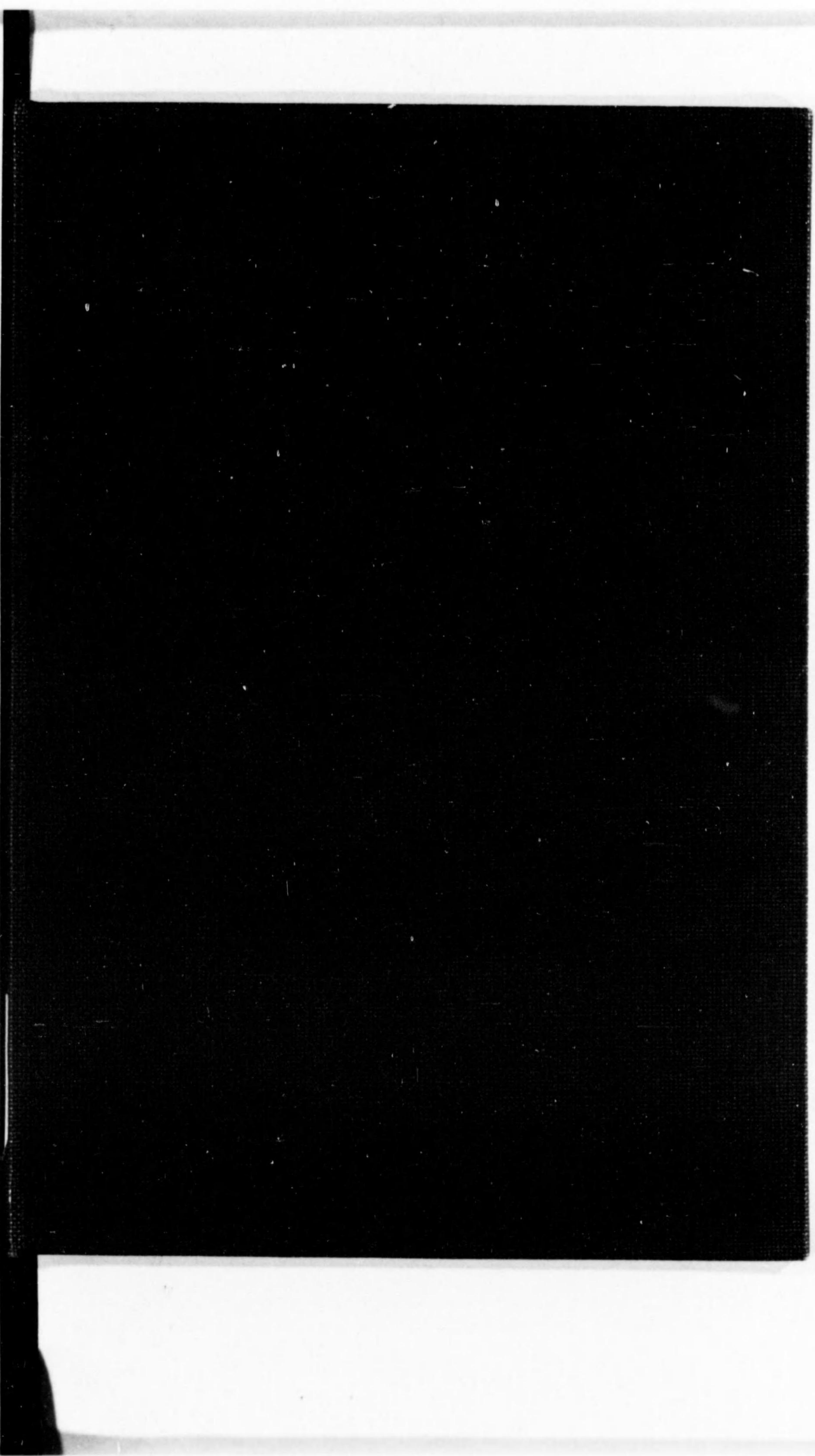
代表者 原亮三郎
右社長
東京市下谷區龍泉寺町四百十番地



印刷所 帝國印刷株式會社
東京市京橋區築地三丁目十五番地

賣捌所 各府縣特約販賣所





289.1
M758Km

007425-000-2

289.1-M758Km

森先生伝

木村 匡/著

M32

ACK-1252



